

第六十八回 参議院大蔵委員会議録第三十三号

(三八八)

昭和四十七年六月十二日(月曜日)
午前十一時二十分開会

委員の異動

六月十日
辞任 竹田 四郎君六月十二日
辞任 大竹平八郎君
伊藤 五郎君
小野 明君
松井 誠君
野上 元君六月十二日
補欠選任 小野 明君前田 佳都男君
柴田 栄君
鶴園 哲夫君
須原 昭二君六月十二日
補欠選任 川野 静君
石本 茂君
竹田 四郎君
鶴園 哲夫君前田 佳都男君
柴田 栄君
鶴園 哲夫君
須原 昭二君六月十二日
補欠選任 水田 三喜男君
大和田 渉君
船田 讓君前田 佳都男君
柴田 栄君
鶴園 哲夫君
須原 昭二君六月十二日
補欠選任 福間 威君
高木 文雄君
稻村 光一君前田 佳都男君
柴田 栄君
鶴園 哲夫君
須原 昭二君六月十二日
補欠選任 渡辺 武君
野末 和彦君前田 佳都男君
柴田 栄君
鶴園 哲夫君
須原 昭二君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

委員

事務局側
政府委員
國務大臣大蔵政務次官
大蔵大臣官房日
本専売公社監理
官大蔵省主税局長
大蔵省国際金融
局長常任委員会専門
員説明員
外務省アジア局
外務省經濟協力
局外務參事官
議官大蔵大臣官房書
記日本専売公社総
裁日本専売公社総
務理事日本専売公社生
産本部副本部長

佐々木幸雄君

○委員長(前田佳都男君) ただいまから大蔵委員

会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

六月十日、竹田四郎君が委員を辞任され、その

補欠として小野明君が選任されました。

○委員長(前田佳都男君) ただいまから大蔵委員

会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

六月十日、竹田四郎君が委員を辞任され、その

補欠として小野明君が選任されました。

○委員長(前田佳都男君) 所得税法の一部を改正

する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、

相続税法の一部を改正する法律案、アジア開発銀

行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正

する法律案、たばこ新作組合法の一部を改正する

法律案、通行税法の一部を改正する法律案及び貸

金業者の自主規制の助長に関する法律案、以上七

件を便宜一括して議題といたします。質疑のあ

る方は順次御発言を願います。

○戸田菊雄君 アジア開発銀行関係について質問

してまいりたいと思いますが、まず最初に、これ

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○アシア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○たばこ新作組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○貸金業者の自主規制の助長に関する法律案(衆議院提出)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(前田佳都男君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。
 委員の異動について御報告いたします。
 六月十日、竹田四郎君が委員を辞任され、その
 补欠として小野明君が選任されました。

○委員長(前田佳都男君) 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、アシア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、たばこ新作組合法の一部を改正する法律案、通行税法の一部を改正する法律案及び貸金業者の自主規制の助長に関する法律案、以上七件を便宜一括して議題といたします。質疑の方は順次御発言を願います。

○戸田菊雄君 アジア開発銀行関係について質問してまいりたいと思いますが、まず最初に、これ

は昭和四十一年に初めて設立されたわけだと思うんですが、このアシア開発銀行を設立する協定、これがございます。この協定を見ますると、前文に「アシア及び極東の資源の最も効果的な利用を達成し、「云々と、こうあります。それを受け継いで「資金その他の資源を地域の内外から動員することにより、「以下省略をいたしますが、結果的にこの「地域内の経済の調和のとれた成長及び加賀国との貿易の拡大を促進することが望ましい」、こういう意味合いで立ってアシア開発銀行というものを設立をされて、今までおおむね七年実施されてきたわけであります。その後のこのアジア開発銀行の活動状況、こういふ点について一応説明をしていただきたいんであります。具体的には、その後アメリカにおける開発途上国の援助政策、こういふものは具体的にどういう形で行われてきたのか、それから日本の場合はどうなつか、こういふ点について、ひとつこれは国際金融局長から……。

○政府委員(稻村光一君) 御質問の件は非常に広い問題でござりますので、かいつまみましてざつと申し上げますと、アメリカの援助、それから日本の援助という件でございますが、非常に、ざつと申しますと、たとえば各國を並べまして数字のわかつておりますのは、DACの一九七〇年統計といふのがございます。七一年、昨年の計数をきましては、たまたまDACにおきまして計数を集めておりますので、まだそろつておりませんのでございますが、したがいまして便宜七〇年までの計数について申し上げます。

全体といたしましてアメリカの援助、これは七〇年が、世界全体のDACベーシスの援助総額は約五百億ドルでございますが、そのうちで約五十四億、正確に申しますと五十三億九千三百万ドルというものがアメリカの援助総額でございます。

これがむろん世界第一位でございます、数字的に申しますと。それから日本は十八億二千四百万ドルでございまして、これは数字的に申しますと世界第二位に相なっておられます。この七一年につきましては、先ほど申し上げましたように、まだ計算が出来ておりませんが、わが国の場合、大体ほぼ試算が完了いたしておりますが、それによりますと、約二十一億四千万ドルぐらい、七一年暦年での援助額はそのくらいに相なつておるのではないかと、アメリカのほうはまだわかりませんが、おそらく七〇年の計数とそら違わない計数ではなからかと、やはりアメリカが一番大きくて、日本が第二位という点につきましては、傾向としては昨年も変わつてないのではないか。その内容を見ますと、アメリカは世界第一位の援助額でござりますけれども、数年前からわずつと傾向を見てまいりますと、これはおそらくアメリカの国際収支問題その他の関係があらうかと存じますが、この一九六三年、四年ぐらいをピークといたしまして、全体としてはまあ横ばいというような関係でございます。これに対しましてわが国のほうは、毎年毎年非常に大きな進捗率を示しております。全体といたしましてはそういうことでございまして、アメリカの援助というのは、国際收支の関係でございまして、量的にはいま自由世界で一番大きな援助供与国になつておるわけでございますが、大体計数的には頭を打つておる。これに対してわが国は、非常に毎年大きくなれてきておるということをございまして、たとえばこれをGNP対比で申し上げますと、日本の場合でございますと、御承知のとおり一九七〇年におきましてはGNP対比〇・九三%ぐらいまでございましたが、ただいま申し上げました去年の計数、もしそれがそういうことで固まりますとすれば、GNP対比でも〇・九五、場合によつては〇・九六というようなり進歩を示しておるわけでございますが、アメリカのほうはその意味では、むしろそれほどの進歩は示しておらない。あるいは若干GNP対比では減つておるか

もしないでございますが、これを援助の中の、いわゆる政府開発援助という点で申し上げますと、七〇年で、アメリカはGNP対比〇・三一%でございまして、これに対しまして、いわゆる政府開発援助、ODAといふものにつきましては日本はまだ比率が低いわけで、これが一つの問題であるわけでございますが、七〇年で日本は〇・二三%ぐらい、アメリカのほうはODAのGNP対比で申しまして、だんだんと減少傾向を示しておりますが、わが国におきましては、まあ大体最近で申しまして、なぜだんだんと減少傾向を示しておりますが、わが国におきましては、まだ大体最も大きい機会に、まあ一九七五年までにはGNPの一%に達するといふのを目標にして進んでおるわけでございます。これにつきましては、御指摘のとおり日本GDP自体非常にほかの国に比べて、なかなか伸びないのでございませんが、したがつて、実績にいたしますと拡大と申しますか、成長の率が高いものではありませんが、わが国におきましては、まあ大体最も大きい機会に、まあ一九七五年までにはGNPの一%に達するといふのを目標にして進んでおるわけでございます。これにつきましては、御指摘のとおり日本GDP自体非常にほかの国に比べて、なかなか伸びないのでございませんが、したがつて、実績にいたしますと拡大と申しますか、成長の率が高いものではありませんが、わが国におきましては、まあ大体最も大きい機会に、まあ一九七五年までにはGNPの一%に達するといふのを目標にして進んでおるわけでございます。これにつきましては、御指摘のとおり日本GDP自体非常にほかの国に比べて、なかなか伸びないのでございませんが、したがつて、実績にいたしますと拡大と申しますか、成長の率が高いものではありませんが、わが国におきましては、まあ大体最も大きい機会に、まあ一九七五年までにはGNPの一%に達するといふのを目標にして進んでおるわけでございます。これにつきましては、御指摘のとおり日本GDP自体非常にほかの国に比べて、なかなか伸びないのでございませんが、したがつて、実績にいたしますと拡大と申しますか、成長の率が高いものではありませんが、わが国におきましては、まあ大体最も大きい機会に、まあ一九七五年までにはGNPの一%に達するといふのを目標にして進んでおるわけでございます。これにつきましては、御指摘のとおり日本GDP自体非常にほかの国に比べて、なかなか伸びないのでございませんが、したがつて、実績にいたしますと拡大と申しますか、成長の率が高いものではありませんが、わが国におきましては、まあ大体最も大きい機会に、まあ一九七五年までにはGNPの一%に達するといふのを目標にして進んでおるわけでございます。これにつきましては、御指摘のとおり日本GDP自体非常にほかの国に比べて、なかなか伸びないのでございませんが、したがつて、実績にいたしますと拡大と申しますか、成長の率が高いものではありませんが、わが国におきましては、まあ大体最も大きい機会に、まあ一九七五年までにはGNPの一%に達するといふのを目標にして進んでおるわけでございます。これにつきましては、御指摘のとおり日本GDP自体非常にほかの国に比べて、なかなか伸びないのでございませんが、したがつて、実績にいたしますと拡大と申しますか、成長の率が高いものではありませんが、わが国におきましては、まあ大体最も大きい機会に、まあ一九七五年までにはGNPの一%に達するといふのを目標にして進んでおるわけでございます。

○戸田菊雄君 いまの金融局長の説明ですと七〇年で十八億二千四百万ドル、七一年で二十一億四千万ドルだそうです。この内訳はどういう状況になりますが、これはわれわれのほうとしては、極力いわゆるODAのGNP対比を、DAC平均にまですみやかに持つていただきたいということで、努力をいたしておる次第でござります。

○戸田菊雄君 いまの金融局長の説明ですと七〇年で十八億二千四百万ドル、七一年で二十一億四千万ドルだそうです。この内訳はどういう状況になつてしまふのか。どこにどのくらい行つていらるのか。その各別の援助内容について、数字的なものだけつこうですからお願ひします。

それからもう一つは、今までの政府の開発途上国等に対する海外援助、これは大体GNPの1%を限度にしてやつていただきたいという政府の発表ですが再々行なわれておつたわけでありますけれども、今後もやはりそういう基本政策については変わることでございまして、アメリカの援助といふことは、国際収支の関係でございまして、量的にはいま自由世界で一番大きな援助供与国になつておるわけでございますが、大体計数的には頭を打つておる。これに対してわが国は、非常に毎年大きくなれてきておるということをございまして、たとえばこれをGNP対比で申し上げますと、日本の場合でございますと、御承知のとおり一九七〇年におきましてはGNP対比〇・九三%ぐらいまでございましたが、ただいま申し上げました去年の計数、もしそれがそういうことで固まりますとすれば、GNP対比でも〇・九五、場合によつては〇・九六といふようなり進歩を示しておるわけでございますが、アメリカのほうはその意味では、むしろそれほどの進歩は示しておらない。あるいは若干GNP対比では減つておるか

ますするGNP1%の目標、これはやはりできるだけ早い機会に、まあ一九七五年までにはGNPの一%に達するといふのを目標にして進んでおるわけでございます。

○戸田菊雄君 まあいろいろ各地域の内訳等につけてODAについてはやつてしまります。それにもついても、ODAのほうでございますと、直接財政資金と関連があるという点で、なかなかこれにましても、ODAのほうでございますと、財政全体の関連の問題でいろいろとむずかしい問題があるといふことがあります。

○委員長(前田佳都男君) ちょっとと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(前田佳都男君) 速記を起こして。

○戸田菊雄君 まあいろいろ各地域の内訳等については、あとで貸し付け全般の活用状況等についてまた質問してまいりたいと思いますが、外務省に実はお伺いをするわけでありますけれども、第三条の「加盟国地位」という協定の内容がございますれば、四十一年の発足以後国際情勢にだいぶ変化があらわれたことに中華人民共和国が国連に加盟をして、そして本来発足当時は中華民国が中国代表という立場でアジア開発銀行の位置づけでござります。

けがなされておつたわけですね。こういう変化が生じているわけですから、こういう点については、一体どう外務省としては今後の運営等を含めてどうあるべきか、あるいは南ベトナムなりあるいはカンボジア、ラオス、まだあの当時は内戦としてラオス等もいろいろあつたようですね。でも、今日ほど深刻な状況にはなかつたと思ふんですね。カンボジアなんかは、当時はまだシリアークのいわゆる政権下にあつたわけです。国内も統一されておつた。しかしその後急速にロン・ノルのいわばアメリカかいらの政権の誕生等に基づいて、たいへんな変化が生じておるわけですから、そういう問題について協定なり条約の関係上、何らかの訂正をしなくていいのか。その辺の状況と、具体的な措置等について、ひとつ外務省の見解を聞きたい。

○政府委員(大和田涉君) いま先生が御指摘になりましたように、たとえば中国について申しますれば、昨年の秋の国連総会でいわゆる代表権問題が解決を見て、中華人民共和国が代表になつておる。こういう新しい事態があつたわけでござりますけれども、またインドシナ地域につきましては、政権の交代、その他いろいろ政治情勢の変化というものがあつたことは事実でござります。ただ外務省といたしまして、具体的にしからば、アジア開発銀行の加盟国あるいはその署名国の地位にかかわらず、いわゆる独立の国際機関であるアジア開発銀行の意思によつてきまるべきものであつた。たとえば中国の問題につきまして、まあ中国の場合は、国民政府がアジア開発銀行発足当時の場合は、国民党がアシア開発銀行として言及されましたが、たとえば中国の問題につきまして、まあ中国

原加盟国として入つてゐる。これが現状まで統一しております。一方中華人民共和国側からは、アシア開発銀行に対するメンバーということは何ら言及されていないというのが実情でござります。われわれといたしましては、第一次的には、独立の国際機関であるアシア開発銀行の意思決定といふものを尊重するという立場をとりたいと思っております。

○戸田菊雄君 その最終的に国際連合の決定を尊重をする。こういうことになるとすれば、中華民国は、明らかに国際連合から、中華人民共和国加盟とともに追放されたんですね。そういうことによつて、各般の協定の内容はございませんが、中華民国も、一つは、資格停止、こういう問題が当然起つてきやしないか。あるいはこの第四十四条の業務の一時的停止、各般の制裁措置といふものがありますけれども、そういう問題、アシア開発銀行の理事会やあるいは総務会において何ら意見といふものは出でないでしようか。出でないまでも、日本としては当然、いま局長が答弁されたように、国際連合の決定を尊重するというなら、これはもうアメリカと日本といふものは投資の最大限であるわけなんですか、当然総務会や理事会等について話題にのぼつてこないといけないと思ふんですね。いま国際連合の下部機関においてはほとんど中華民国は追放されているんじゃないですか。どうなんですか、この辺の見解。

○政府委員(大和田涉君) 私が先ほど申し上げましたのは、国際連合の決定それ自身はもちろん尊重すべきものである。ただアシア開発銀行はそれは独立の国際機関なので、アシア開発銀行が自分分の銀行のメンバーシップについて何らかの決定を下す場合、それは独立の機関として決定を下すといふことを予想しておりますが、それは尊重するといふことを申し上げたわけでございます。

○戸田菊雄君 そういう独立国でないものが、域内の主要な地位を占めるということは、条約上どういうふうに感じておりますか。

○政府委員(大和田涉君) 私は、最初に申し上げましたのは、いわゆる国民政府はアシア開発銀行においては、独立の国として、依然としてメンバーとして認められてゐるという事実を申し上げたわけでございます。アシア開発銀行と国際連合とはおのれの別の独立の国際機関でござります。したがつて、必ずしもアシア開発銀行として認められておりますが、これ、いかなる場合に加盟の資格停止を行なうかといふ場合は、つまりそ

の加盟国が、この銀行協定に規定していることに違反を行なう、あるいは義務履行を怠るというような事態を予想しております。現在までのところ、そういうつまり国民政府が義務履行を行なつてないといふことで、資格停止を行なつておられます。

○戸田菊雄君 国際連合でいう独立国といふのは、どういうのをいうんですか。その見解をひとつ聞きたい。

○政府委員(大和田涉君) 国際連合による独立国は、どういうのをいふんですか。その見解をひとつ聞かせたい。

○戸田菊雄君 いま、この中国に対しては、明らかに北京政府だということになつてゐるんじやないですか。それが、したがつて国際連合から國府は追放された、こういうことですから、その限りにおいては、この中華民国ですね、これは独立国、つまり加盟資格ありといふに認められた國、こう解釈されます。

○戸田菊雄君 いま、この中国に対しては、明らかに北京政府だということになつてゐるんじやないですか。それが、したがつて国際連合から國府は追放された、こういうことですから、その限りにおいては、この中華民国ですね、これは独立国、つまり加盟資格ありといふに認められた國、こう解釈されます。

○政府委員(大和田涉君) 第三条の第一項に規定がございますが、「国際連合アシア極東経済委員会の加盟国及び準加盟国並びにその他の域内国外及び域外先進国で国際連合又はそのいずれかの専門機関の加盟国である」これが加盟国たるの地位の要件でございます。

○戸田菊雄君 明らかにこの開発銀行でいう「加盟国地位」というものは第三条ですね。ですから、少なくともここでいう各加盟国あるいは準加盟国、域内、域外、こういうことがござりますけれども、國のていさいを持つてその代表ということをやつぱりいつてゐるんじやないですか。だから、そういうものがアシア開発銀行だけに通用するといふことは、この中国の代表といふものは中華人民共和国だ、こういうことを明確に確認して、片や國府を追放したんですから、これほどこに持つていても、国際的に國としてのていさいはなしていません。いんじやないですか、独立国として。だから、そういうものがアシア開発銀行だけに通用するといふことは、どういう論拠に基づくんですか。そこをひとつ、国際的な立場で、国際連合の加盟要件と照らし合わして明確に根拠を示してもらいたい。

○政府委員(大和田涉君) アシア開発銀行発足當時、いわゆる国民政府が中國を代表するものとして加盟したわけでございます。したがいまして、アシア開発銀行には中国はすでに加盟しているわけでございます。ただその代表をする政府が国民政府であるという点でございます。したがつて、北京政府が、中華人民共和国を代表する政府として新たに入るという問題は生じないのでないかと思います。したがつて、争うとしますれば、いわゆる代表権、全中国を代表されている、しかしその代表している政府が妥当なものなのかといふ

形であるいは争われる可能性があるということですございます。

○戸田菊雄君 今後の、たとえば中華人民共和国が入ってくるというふうな場合に、いろいろ争いが起きるということを聞いているんじゃない。国際連合でいう、いわゆる中国の代表権は中華人民共和国と認めているんですから、そういうものは、国際的にも各般のこういったアジア開発銀行の資格要件において当然抵触してくるのじゃないか。その根拠をアジア開発銀行が認めているといふものは、一体何によるかということを示してもらいたいと言つておられるわけです。

○政府委員(大和田涉君) アジア開発銀行においては、中国を代表するものは国民政府である。中国は一つであるという前提に立ちまして、その中国を代表するものは国民政府であるということでござります。したがつて、一方国際連合においては……。

○戸田菊雄君 根拠は何ですか、根拠は。どういうところに根拠が……。

○政府委員(大和田涉君) 根拠といたしましては、すでにアジア開発銀行発足の当初、中国を代表するものとして、加盟国として受け入れられてゐるという事実がござります。それが根拠になるかと思います。

○戸田菊雄君 局長の答弁非常に矛盾しております。尊重いたしました。中華人民共和国は、中国に対する唯一合法の政府であるということで国際連合で認めました。これが現状なんですね。アジア開発銀行を開設するときは、なるほど四十一年当時は、日本としては代表は中華民国だということで一応政府は認めておつたのであります。しかし、国連の決定を尊重すると言つておられたから、独立国として中国代表は何にあるのかということを認定する根拠は、あなたの言うとおり尊重するなら、アジア開発銀行についても当然そういう論理を適用しないいけないんじやないか、こう思うのです。が、アジア開発銀行に来れば、設立当時の、いわ

ば中国の代表は中華民国でなくとも、それを踏襲していくといふ考え方、国連の決定は尊重すると

いらっしゃるか。どに一体根拠があるのか。アジア開発銀行の設立協定その他条約に基づいてやつて、いろいろ、その後変化した、それはあなたも認めます。だから、国際連合の決定を尊重してやつています。そういうときに、アジア開発銀行の加盟国である中華民国の地位といふものは大変化があつた。これは当然アジア開発銀行としても、国連の意思を尊重するといふなら、その意思を尊重して、加盟その他の措置をとつていかなければいけないというのが妥当な取り扱いじゃないでしょうか。どうなんですか、それ。

○政府委員(大和田涉君) 国際連合において、先ほど申し上げましたように、昨年の秋決定があつた。その意味において大きな変化が国際連合においてあつたことは事実でございます。ただ、それとは、独立の機関としてアジア開発銀行が存在しているというふうなことを私申し上げたつもりなんですございます。その意思決定自身は、アジア開発銀行の意思決定自身を尊重する。国連に関しましては、国連の意思決定をわれわれとしてはもちろん尊重するという考え方でございます。

○戸田菊雄君 この関係はどういうことになるのです。第一条目的は、前段省略いたします。後段で「いつでも国際連合アジア極東経済委員会の付託条項に規定するアジア及び極東の地域をさすものとする。」そういう地域から域内の加盟国、域外の加盟国、こういふものが設定されておる。じや、この国際連合アジア極東経済委員会の付託条項――これは一体いまどういうふうになつておるか。

○政府委員(大和田涉君) アジア経済開発委員会の付託条項の、そのいわゆる地域と申しますのは、アフガニスタン、ブータン、ブルネイ、ビルマ、セイロン、中国、オーストラリア大陸、フィジー、香港、インド、インドネシア、iran、日本、クメール共和国、朝鮮、ラオス、マレーシー

ア、モンゴリア、ナウル、ネパール、ニュージー

ランド、パキスタン、パプア・ニューギニア、

フィリピン、シンガポール、タイ、トンガ、南ベトナム、西サモア、この地域でございます。

○松永忠二君 いま戸田委員が言つておる趣旨は、われわれ聞いてみて、そのほうが正しいと思ふのですが、アジア開発銀行はエカフエの指導によつてできたものである、それから加盟の資格も、いまお話しのように、エカフエの加盟国で、そのほかの域内及び域外先進国で、これもまた国連専門機関に加盟をしている国といふことになつて、加盟その他の措置をとつていかなければいけないというふうなことを強調されておるわけです。しか

し、この問題はすぐ解決をしなければいけない問題だ、アジア開発銀行としてはそういう考え方ではないのですか。別個の問題なんだという言い方じゃなくて、これなんかすぐ解決をしなければいけない問題だ、そういう認識はないのですか。

○政府委員(大和田涉君) 御指摘のように、この銀行は発足当初協定書を規定してございます。そのエカフエと非常に密接な関係があつた。むしろその指導によつていろいろ協定も練られたといふのは事実でございますし、また協定そのものもエカフエで、あるいはそのエカフエの加盟国及びその準加盟国ないし国連のメンバーあるいはその専門機のメンバーという規定があることも事実でございます。ただ、私が申し上げましたのは、発足当初の経緯といたしまして、確かにエカフエと密接な関係もありましたし、また発足したあとでござります。ただし、私が申し上げましたのは、この外交をやっていくといふのは、こういうところで実際の行動をとらなきやだめでしよう。また、中国外交を推進するといふ意味から言つたって、こういうところでこういう意味から言つたつて、片づけていく積極的な意欲がなければ、中国の外交の打開なんてできないじゃないですか。あんなの言つたような消極的なものの見方では――

○松永忠二君 それは全くはなはだ不満の言い方ですね。これは大蔵省のほうからも見解を聞きたいわけですが、アジア開発銀行自身がこの問題を取り上げてもう相談をすべき時期にきてるんじゃないですか。それからまた、国連において、唯一の代表政府だと認めておられる以上は、これはもう早晩この問題はアジア開発銀行そのものの中で解決をしなきやいけない問題である。で、日本あたりも国連中心の外交をやっていくといふのは、こういうところでの行動をとらなきやだめでしよう。また、中国外交を推進するといふ意味から言つたつて、こんなふうな関係があるといふことも事実でございます。たゞ、新らしくアジア極東地域の経済開発を志すという意味において、構想において、かなり密接な関係があるといふことも事実でございます。たゞ、日本はそんなことを取り上げる意図は全然ありません、別個のものです。ただエカフエの指導のもとでやつたんで、初め入つて――初め入つていたのはあたりまえで、その当時は唯一の独立した国家だと認められて国連にいたから入つたんだ

ことです。アジア開発銀行の意思決定を得つたりたし方がないのじやないか、それから一方、当然そう変わつたのだから、この問題自身がアジア開発銀行の中で提起されてもいいのじやないかといふのです。うなぎの水をくみたけれども、その点は実にお説のように承りましたけれども、その点は実は中華人民共和国は何ら意思表示は今までしておません。一方発足当初からメンバーになつておられます国民政府、これの地位といふものについて、何らあの銀行の中で今まで論議されておらない、そういう次第でございますので、日本といつたしまして、特に先頭を切つてこの問題を提起していることはお話しのとおり、しかし、別個の機関だということを強調されておるわけです。しか

ア開発銀行でそのまま適合されるかどうかといふ

時期にきている、検討しなきやいけない問題である。

で、むしろ一体この——私は大蔵省のほうにもお聞きしたいのですが、台湾の借りている通常資金というはどうするんですか、どういうふうにこれから解決をしていかなければいけないのでね。また、中国には政治協商會議で、台湾を相手にしたいいろいろな協定とか、そういうものには一切拘束されないと、うることをずっと前にきめていられるのじやないですか。こういうふうな問題は、どういう解決のしかたをするのか。日本が單に總裁を出しているということだけじゃなしに、アジア開発の指導的な地位を持つていただきたいと、ことに海外開発についての協力を強めていくうとい段階なんですが、いま言つた問題について、一体アジア開発銀行の関係のものとしての大蔵省、どういう考え方を持っているわけですか。

それからまた、この貸し付け金についてはこれからどういうふうに処理をされていくものなのか、本年度は一体台灣政府に対して貸し付けをするようない計画があるのですか。この三つの点をちょっと大蔵省側から聞かしてください。

また、外務省に対しては、いまの答弁では私まだだと思ひますが、そういう点についてはあなたはやっぱりいまなおそういう見解を持ってい

ます、大蔵省側にお聞きしたい。

○政府委員(福村光一君) ただいまの件でござりますが、われわれいたしましても、だいまい例外務省のほうから御答弁になりました点に特につけ加える点はないわけでもございませんが、やはりアジア開銀と申しますのは、国連とは独立の機関でございまして、國連の意見決定にそのまま拘束されるものではないということございまして、これはやはりアジア開銀自身の決定をするところによるということをごぞいます。先ほど外務省のほうから御答弁がございましたように、アジア開銀におきまする中國の代表権の問題につきまして、中華人民共和国のほうから特に何ら問題の提起を

されておらないわけござります。そういう意味で、現在の発足当初以来の中華民国が、アジア開銀においては中国を代表しておるという問題につきましては、先ほども外務省のほうから御答弁がございましたように、現状においては特に問題がないのではないかというふうに存じております。

それから貸し付けの問題でござりますが、特に新しいプロジェクトがあるかと申しますと、それは現在のところは特にないというふうに聞いております。

○松永忠二君 ちょっとお話を伺っておきますが、

あわせて局長のほうからも、いつそれじやアジア開発銀行で問題になるんですか、中国問題。要するに、台灣政府の問題は、いつ一体どういうとき初めて開発銀行で問題になるんですか。それまでは日本は黙つてただ見てはいるだけなんですか。それまでもひとつ、どちら側からも、いつまで同じような状況で見てはいるのか、見ていないのかということは、政務次官答えてください。それから初めのほうは、局長に答えてもらいたい。いつになればこれは問題になるのか。どういう形で問題になるんですか。

○政府委員(船田謙君) 先ほど外務省側からの御銀行とは直接の垂直関係にはないわけございま

す。エカフェは垂直関係にあるわけござりますけれども。したがいまして、たてまえといたしましては、アジア開銀は独自の國際機関として、その總会の決定する意思によって、加盟政府をきめていくといふべきものであらうと私も考えます。

○松永忠二君 あとのはう、ちょっと聞かしてく

ださい。
〔速記中止〕

○政府委員(船田謙君) お尋ねの件でございま

すが、いつ問題になるかと、う点につきましては、先ほども申し上げましたように、現在中華人

したがいまして、どういうふうにこの代表権の問題を、中華人民共和国のほうで考えておるのかどうか、何ら現在においてはわからない事態でござります。したがいまして、当面、こういう状態でございますので、そういう代表権の問題が出てく

るということは、現在の問題としては、現在はないということです。

○松永忠二君 ちょっともう一つ。

そんな――そうするとあれですか、中華人民共和国のほうから意思表示がなければ、アジア開銀はこの問題は問題にならないんですね。

○政府委員(大和田涉君) まあ事実といたしまして、まだ中華人民共和国から何らの意思表示をさ

れていないということを申し上げたわけござります。一方、御承知のようにわが国といたしましては、国民政府と外交関係を結んでいたというこ

とは事実でございます。ただ国連において、あるいは幾つかの専門機関において、代表権の問題として、中華人民共和国政府が代表されるという国情勢の変化といふものを考えております。ただ現時点において、まだ中華人民共和国が何らの意

思表示をしていないといふ時点におきまして、一

方においてわれわれとしては、国民政府と外交關係にある、それらの事実を考えますと、まだ政府としてこの問題をアジア開銀銀行に提起すべき時

期ではないというふうに考えております。

○松永忠二君 やはり、私の言うのは、そういうこ

とじゃないんですね。政府としては、いま提起す

る意思はないと言つんだが、そうすると、アジア開銀では、この問題が問題になるのは、どう

いう形で問題になるのかと聞いているんですよ。

だから、中華人民共和国のほうから、何か自分のほう

じやこのアジア開銀銀行で、國連において唯一の代表政府なりと認めた中国という國でない國が入っている現状は、一体どういう形で解決がする

んですか。お話しによれば、中華人民共和国が意思表示をしない限りは、いつまでたっても解決できないと、いう気さえするぐらいですが、それでもないことを言えば金を出しておく必要がないじやないかと、いうことだと思います。

○松永忠二君 ちょっともう一つ。

そんな――そうするとあれですか、中華人民共

和国のほうから意思表示がなければ、アジア開

銀銀行に關係していく意欲を持つていて、そ

ういう話なんですね。そういう日本の国がどうい

う考えを持っていて、いかと、いやまだ何にも

お日本は、今度はあれでしょ、いまお話しのよ

うことを言えば金を出しておく必要がないじや

ないというのか。そんなものに何も日本が、極端

なことを言えば金を出しておく必要がないじや

ないというのか。そんなものに何も日本が、極端

なことを言えば金を出しておく必要がないじや

ないといふ話なんですね。そういう日本がどうい

う考えを持っていて、いかと、いやまだ何にも

お日本は、今度はあれでしょ、いまお話しのよ

うことを言えば金を出しておく必要がないじや

ないといふ話なんですね。そういう日本がどうい

う考えを持っていて、いかと、いやまだ何にも

お日本は、今度はあれでしょ、いまお話しのよ

京政府を承認しておった国が数が当時幾つあったか、当の中華民国を承認しておった国が幾つあったか。つまり去年の国連総会當時ですな、それで北京政府を承認しておった国は幾つあるか、これ

を聞きたい。

それから今日、国連の決議があつた後においてどういうふうに変わつたか、今日国民政府を承認しておる国は、外交関係を持つておる国は幾つか、この二つをひとつ数字で示していただきたい。これが私の質問です。

○松永忠二君 さつきの質問に答えてください。客観的なことを言っておるのだから。どつちが唯一かということです。

○説明員(前田利一君) まことに申しわけありませんが、ただいま手元に用意しておりませんから、至急調べまして御報告いたします。

○松永忠二君 委員長、最初の部分答弁をしてください。

○政府委員(大和田涉君) アジア開銀が中国の問題をどのように解決するか、まああり得る形としては、まず中華人民共和国政府が代表権という形で問題を提起する可能性はあると思います。

それからそれ以外の第三国が、現在中国を代表して加盟しておる国民政府の代表権、これは正しいのであらうかどうかというような形で問題を提起するという可能性もあるうかと思います。たゞ現在までそのいずれも出ていないということを先ほど申し上げたわけでござります。

また日本といいたしましても、国連における動きその他の動きは十分承知しておりますし、また一方われわれとしては、国民政府と外交関係を持つておる、そういう事態を踏まえて、国交正常化の努力をするというふうに私は了承しております。ただ具体的にアジア開銀銀行において、現在中国の代表権の問題を日本が提起するという意向はないといふように申し上げたと存じます。

○委員長(前田佳都男君) 午後一時三十分から再

開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時五分休憩

ら出でまいるわけでございます。午前中のお尋ねに対しても、以上御説明申し上げます。

○委員長(前田佳都男君) 質疑のある方は順次御発言を願います。

○戸田菊雄君 そうしますと、午前中の質疑で明らかになつたように、外務省のいまの考え方とし

ては、開発銀行の設立趣旨からいって、今後も中

國の代表は、いわゆる蔣政権、これを認めていく

と、こういう態度ですか。

○説明員(菊地清明君) 一般論は別といたしませんが、たとえば開銀銀行のメンバーや開銀銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、たゞこ耕作組合法の一部を改正する法律案、通行税法の一部を改正する法律案及び貸金業者の自主規制の助長に関する法律案、以上七法案を使宜一括して議題といたします。

質疑に入る前に、休憩前の青木委員の答弁漏れについて、外務省から発言を求められておりますので、この際、これを許します。前田参考官。

○説明員(前田利一君) 午前中の青木先生のお尋ねの件につきまして、取り調べました結果を御報告させていただきます。

昨年十月二十五日、すなわち中共の代表権問題が決定いたします時点以前におきます中共の承認国は全部で六十六カ国ございます。なお、同じその時点におきます國府の承認国は五十九カ国ございます。で、これがその後中共承認国がふえたわけですが、本日たゞいま、六月十二日現在で、一番新しい状況は、中共の承認国が七十六カ国になつております。つまり十カ国ふえたことになるわけでござります。他方、国民政府の

承認国は五十二カ国に減つておるわけですが、

ですが、これは昨年の十月二十五日と比較しまし

て、七カ国減つておるわけでござります。この數字は、中共を承認しました國の中に、昨年の十月二

十五日現在でいづれも承認していなかつた國――

双方未承認の國が中共を承認したとか、その後に国民政府を、國府を承認した國が出てきたと

いうようなことによりまして、この十カ国ふえ、

ますと、要点を拾い上げますと、中国問題につ

いては、國連の決定といふものは、その決定はワ

クをはめることはできないはずだと、こういふこ

とを言つておるようですね。さつき外務省の協力局

長が言つておるようによると、一般論としては、國連決議尊重といふことでいくことは、これは当然だ、しかし、アジア開銀についてはそりうることを言つておるわけですね。したがつて、蔣政権みずから脱

退をするという意思表示があれば、これは別だが、たとえばそこで考えられることは、この中華人民共和国と蔣政権のほうが同席するということは、中華人民共和国、これは絶対容認しませんからね。だから、そういうことになれば、アジア銀にましても、おそらく中華人民共和国が加入申し込みやつてくる、そういう場合には、一体アジア銀としてはどういう態度をとるわけですか。

○説明員(菊地清明君) 加入の申し込みといふ御質問でござりますけれども、午前中から外務省からお答え申し上げているとおり、おそらく中華人民共和国がもし何らかの意思表示をするという場合には、加入の申し込みという形はとらないのではないかと、まあこれは想像でござりますけれども、大体そういう可能性のほうが強いと存する次第であります。

○戸田菊雄君 たゞ、代表権の問題にして、お

れは加入するぞということは中国自身がきめるこ

とですから、私はわかりませんけれども、かりにそういうことがあります。兩者認めていく

ということですね。

○説明員(菊地清明君) この問題、つまり中華人民共和国と中華民国政府の場合は限りましては、どうも加入の申し込みという、新規の加盟といふ、つまり協定六十四条でくるというのはちょっと想定されませんのでお答えしかねると思いま

す。そういう可能性はないと申し上げていいの

ぢやないかと思います。

○戸田菊雄君 六十四条でくるような場合は

ちょっと想定できないというのは、どういう判断によるわけですか。

○説明員(菊地清明君) むしろ先刻来申し上げて

いますように、中国、つまりどちらの中華も当然

メンバーであるというのが両政府の主張でござい

まして、したがつて、第三条によりましてすでに

加盟国である、メンバーであるという立場は、お

そらく放棄しないのではないかと、そういう立場

はあくまでもどるのではないかというふうに考へるからであります。

○戸田菊雄君 そういう国内同士の紛争自体、ア

ジ銀はどうするかといふようなことの一つの考え

方はあるかも知れど、これは私は本質的

な解決にはならぬと思うのですが、問題は、日本

政府の態度ですね。先ほど青木委員の質問に答えた、国際連合決定以降は、中華人民共和国を正式

に中国の代表たどりうことで認める国が非常に多くなった、七十数カ国、こう言っているのですね。だから三分の二以上に達していることは間違いないんですね。こういう世界の大勢からいつて、いま日本が外交問題じや、ことに日中問題が非常に焦点に上がってきているわけでしよう。自民党の内部ですら、中国のいわ三原則は認めて、今後日中外交復と、いうものをやつていこうといふ、やつぱり前向きの姿勢もあるわけでしよう。

そういうときには、当事者である外務省が、依然として国際連合加盟以前の考え方そのまま踏襲しているということじや、どうも私は理解できません。そういう面での方向転換といふものは考えられないんですか。

○説明員(菊地清明君) 御指摘の国際情勢の変化

化、ことに中華人民共和国の承認国が七十六カ国

にもなつたということに關しましては、決して目

を開じておるわけではありません。しかしながら

、このアジア開発銀行といふのは、申すまでも

なく、一つの国際機関でございまして、もちろん

日本もその有力なメンバーでございますから、日

本の意見といふものが相当重要であるということ

は、疑いのないところでありますけれども、同時に

メンバードいたしまして、そのメンバード同士の

協調、国際協調といふ精神が、またもう一つの要

請ではなかろうかと存じます。この意味合いにおいては、午前中も申し上げたと思いますけれども、国民政府がまだアジア開銀におきまして、現に中国を代表して参加しております。これがまあ第一。

第二といたしましては、日本以外のほかの国

で、特に国民政府のメンバーとしての地位ないし代表権の問題を問題とする動きは実はまだ見られないわけでございまして、これは御案内のとおり、四月にアジア銀の総会がワインで行なわれましたけれども、この際もわれわれ事務当局は何か動きがあるかと注視したわけでございますけれども、これもございませんでした。それが第二点。

それから第三点といたしましては、やはり国民政府との間に外交関係が依然として続いていると

いうこと自体は事実でございまして、このよろ三つの観点に立ちまして、現在中国のアジア開銀におけるメンバー・シップといふものに対する基本的な立場を変えるというようなことは、いまの段階ではまだないのではないかというふうに感じております。

○戸田菊雄君 結局参事官の言つているのは、ど

うも私は、アメリカの意向を単にうかがっている

程度にしか聞こえないわけですがね。単にアメリ

カが、いわゆるこれから日中問題が前進をして、

そして経済交流その他貿易を若干拡大をしてい

く、こういう段取りになつて、必ずこの問題にぶ

つかつたときに、アメリカが表明すれば、日本も

そのときによく、こういうアメリカべつたりの自主性のない、こういう問題に対する判断、いまの参

事官の答弁によつて私はどうもそんな気がしてな

らないのですね。かりにアメリカがこれを認めた

ら、日本はどういう態度をとりますか。どうなん

ですか、それは。

○説明員(菊地清明君) 日本がアメリカの言いな

りかどうかということに関しましては、実はアジ

ア開発銀行とか、世界銀行とか、I M F — 国際

通貨基金だとか、そういう立場におきましては、

必ずしも日本とアメリカの利害が完全に一致して

いるということはないわけでございまして、あら

ゆるケースにおいて利害が一致しているというこ

とはございませんので、その場合は、もちろん日

本としては自主的に行動しておるわけでありま

す。もちろん先ほど申しましたように、協調すべ

きところは協調するということはござりますけれ

ども、この中国のアジア開銀における地位とい

うに問題をしぼつて考へますと、これは別にアメ

リカがどうこういうから、日本も態度をそれに右

へならえしているといふようなことはないと思

います。

○戸田菊雄君 大体今までの答弁を集めると

と、結果的には蔣政権自体が、自主的に脱退しな

い限り、これは脱退の要請は日本では持ち込まな

い、中国代表権問題については触れない、こうい

うことですね。あとは定款とか貸借関係において違反行為がない限りは脱退はできないのですか

ら、それがないんじやないですか、いままでの答弁です。そうすると、このまま将来とも、日華条約を締結している今日においてはもちろんあります。

けれども、将来も、何年先になるかわからぬけ

れども、現状のままでいいと思っているのです

か。

○説明員(菊地清明君) 先ほど申し上げましたように、国際情勢の大勢といふことは厳然として踏まえておるわけですが、日本も、何年先になるかわからぬけれども、将来も、何年先になるかわからぬけ

れども、現状のままでいいと思っているのです

か。

○説明員(菊地清明君) 先ほど申し上げましたよ

うに、国際情勢の大勢といふことは厳然として踏

まえておるわけでございまして、この国際情勢に

は今後とも厳に注視してまいりたいと思います。

ただ、具体的な、御質問になりました今後ずっと

ままでいくかといふことになりますと、おそ

らく客觀的情勢は変わり得ると、絶対変わらない

といふ保証はないわけでございまして、その最大

のものは、おそらく中華人民共和国が、あれは、

あそこへ書いてある中國といふのは、自分のこ

とあるといふので、はつきりした明白な意思表

示を何らかの形で行なうという場合には、一つの

客觀的な要素の変更であると思われます。ですか

ら、国際情勢の変化を注視しながら対処していく

たいといふのが私たちの考え方でござります。

○戸田菊雄君 いま参事官の言われたようなこと

は、すでに言つてあるじゃないですか。台湾は中

國の領土の一部だと、こういふことはもう明言し

ているところじゃないですか。中華人民共和国、

北京政府は、これははつきり言つてあると思うので

すね。すでに国際連合でも加入決定をした、ある

いは諸外国で七十数カ国、先進諸国といわれるフ

ランスにおいても、あるいはイギリスにおいても、あるいはカナダにおいても、その唯一合法正統政府は、それは中華人民共和国であるとはつきり認めているんですね。残念ながら認めていないのは日本とアメリカだけなんです、主要国では。

そういうところから言えば、私は相当国際情勢か

ら立ちおくれる状況を呈しているのがいまの日本

じゃないか。もうすでにこの踏み出しの時期にき

ているのじゃないかと思うのです。ことに政府自

体も、最近はでき得れば政府間折衝をやっていき

たいといふことは外務大臣も再々言つてゐるわけ

です。そういう段階まで日本の政治状態をし

ても進んできているわけですね。そのときに、一

番大事な経済交流や、経済にからまるこういう資

金面でのいろいろな協力体制といふものは非常に

重要なと思っていますね。だから、もう情勢は私は

すでに熟しているんじやないかと思うのですけれ

ども、今後局長が考える転換をすべき情勢判断と

いうのは、どういうところに置いているわけです

か。

○説明員(菊地清明君) 先ほど申し上げましたよ

うに、転換の時期といいますか、転換の時期とい

うのは、非常にありますか、転換の時期とい

うのは、非常にあるいは語弊があるかもしれませんけれども、現在の日本政府がとつていてる立場に

は、その前提があるわけでございまして、その前

提の一つに、先ほど申し上げましたように、中華人

民共和国がまだ意思表示をしておらないということ

と。それから日本が、国民党と外交関係を持つ

ているということ。それからほかの国がつまりア

ジア開発銀行の他のメンバー國が、まだこれを問

題にしそうと——つまり代表権の交代を迫るとい

うよくな状態に至つておりますので、この三つ

の条件が変われば、当然その上に立つて、わが

國の立場というものも当然変わつてくると思いま

す。それでその三つの中で一番具体的なのが、先

ほど申し上げました中華人民共和国のはつきりし

た意思表示、つまりアジア開発銀行といふものを

目ざして、これ、つまりアジア開発銀行は独立

の存在、独立の国際機関であることは、午前中御説

明申し上げたとおりであります。この独立機関に対して、これを特定して、意思表示をするといふようなことはいつでもできるわけでございますが、そりいは、客觀情勢の大きな変更といふに見られる、したがつて、一つの転機と見られるのではないかと考えております。

○戸田菊雄君 まあ、非常に日本のいまの外交といふのは、ことに対する社会主義国に対する外交といふことになると、非常に、何といいますか、立ちおくれの面が一ぱいあると思うのですね。そういう点では、イギリスとかフランスとかは、非常に私は先見の明があると思うわけですよ。それから勇気があると思うんですね。日本の場合は、何かアメリカに遠慮して、外交全般が全く世界的に孤立化しちゃって、こんな姿勢で行つたら、アジアはおろか、国際的にも日本は相手にされなくなっちゃう。そういう情勢にまで日本は発展していくんじゃないかと思うのですけれども、そういう考えはどういうふうに考えておりますか。たとえば域外を見ても、フランスとかオランダとかイギリス、アメリカとか入つておりますが、もう半数近い国は、やはり中華人民共和国を正統な政府だということで認めているわけでしょう。主要国の中でも域内国を見て、日本ぐらいではないですか、これは、あとは開発途上国その他の比較的小さい国が顔をそろえているのであって、やはり日本が指導的役割を今後果たしていくといなら、この辺でやっぱり勇気を持つてそういう打開策をとつていかなればいけないんじゃないかと思うんですがね。どうなんですか。

○説明員(菊地清明君) 御説のとおりでござりますけれども、まあ日本といたしましては、このアジア開発銀行といふのは、あくまでもアジアの開發銀行でございまして、アジアの開発を目的としているといふ基本に立ち返りますと、何といつてもアジアの国の意向、つまり域外の意向もござりますけれども、域内国の意向といふものをより重視すべきではないかというふうに考えておりま

す。しかし、その域外国をとつてみましても、たとえばイギリスあたりは、まだアジア開発銀行におきまして、公式にも非公式にも中華人民共和国にござつては、まだそりいは、域内、域外ともに、中国のメンバーシップをどうするかという問題を提起したことは、私の承知している限り現在までないといふことは、先ほどウイーン総会の例を引いて申し上げたとおりでございます。

○戸田菊雄君 まあこの問題だけやっておつたのでは時間がなくなつてしましますからこの辺で打ち切りますけれども、私は要望として、先ほど来て、現在のところ、詳細はちょっと調査の上回答申し上げますけれども、数力所において架橋ができないので、アジア・ハイウェーといふのはまだ全通しておらない。それと同時に、エカフエといたしましてやつてることは、このハイウェーをつくるには、ハイウェーをつくる技術者が必要であるというので、その技術者の訓練をやつておられます。

一部ぐらいためでやりたいといふのが政府の意向でもあると思うんですね。そういうところまで差しあがつておるんですから、当事者である外務省としては、十分前向きでその辺は検討していただきたいと思うんですね。このことを要望として申し上げておきたいと存ります。

それから、大蔵省のほうに質問をいたしたいのですが、先ほども金融局長から一端の説明があつたわけですが、この国連極東経済委員会ですね、エカフエ、この方針を見ますと、

一つはアジア・ハイウェー、この計画が同整備委員会で種々検討されて、今後のこのエカフエ開発の基本構想に組み込まれておるわけですね。もう一つは、このメコン川のいわば下流開発計画、あるいは国連アジア経済開発計画研究所等をつくりまして、そういう基本問題について各地に検討さ

れる、こういう情勢だと思うんですが、これは現状どの辺まで調査なしし計画といふものが進行しておりますのか。これは外務省ですかね、その辺の現状についてひとつ御説明いただきたい。

○説明員(菊地清明君) 詳細は後刻もう一度御答弁申し上げますけれども、まず概略を申し上げま

す。しかし、その域外国をとつてみましても、たとえばイギリスあたりは、まだアジア開発銀行におきまして、公式にも非公式にも中華人民共和国にござつては、まだそりいは、域内、域外ともに、中国

と、ちよつとお時間をおかしいただければ後刻御

答弁させていただきます。

○戸田菊雄君 政務次官が用件があるそうですか

で、現在あるアジア諸国、主として東南アジア諸

国にある幹線道路をずっとつないで、こうと

うことでございますが、これが必ずしも現状で、容

易に進んでいるということは残念ながら申し上げられないのであります。特に大きな川がございませんと、橋をかける問題が直ちに起きてきまし

て、現在のところ、詳細はちょっと調査の上回答

申し上げますけれども、数力所において架橋が

できないので、アジア・ハイウェーといふのはま

だ全通しておらない。それと同時に、エカフエと

いたしましてやつてることは、このハイウェー

をつくるには、ハイウェーをつくる技術者が必要

であるというので、その技術者の訓練をやつてお

ります。

第二の、メコン川下流開発委員会につきまして

は、これは非常に積極的に動いているわけですが

いまして、最近世銀それから国連特別基金と

いうものが協同いたしまして、一つのバイロッ

トプロジェクトといいますか、そいつたものを

やつていろいろなことでもつております。もち

ろん既存のいろいろなダム建設の工事は、各國分

担してやつておるわけですが、それとも、さ

らにこれに活を入れるという意味で、世銀とそれ

から先ほど申し上げましたUNDPといふものが

協力してバイロットプロジェクトをつくつて、いこ

うということになつて動いております。

それからアジア開発研究所先生おっしゃいま

したとおり、一連のアジアの地域的な経済開発と

いうものを研究していく、それで、それについ

てはアジア開発銀行のいろいろ委託を受けたり、

調査を委託したりといふようなことで、協力して

いるというのが現状と承知しております。

そういう対策を持っているのか、そういう全般的な問

題について一つだけ御質問しておきます。

○政府委員(船田謙君) まず、前段に御質問がございましたアジア経済協力機構なる構想につい

ざいますけれども、センターそのものはまだ存在しております。

○戸田菊雄君 結局、たしか私たちが四十一年

行つたときもそだつたのですが、医療センターといつても、本来ならお医者さんが非常に少ない

ものですから、日本の進んだ医療の、いわば指導

あるいは医師の養成とか、そういうことをぼくは期待して行つたんだけれども、実際は現住民の診療等に充當しているのですね。それも薬が思うよ

うじやないのですから、日本から行つて、そしてお医者さんが少ないのですから、現住民から歓迎されていることは間違いなかつたのですが、

しかし所期の、日本が考へている計画ほどの成果をあげていないのですね。だからそういう面について、政府は具体的に、そういうものをつくつてやっているのだから、もう少し効果のある方

式をとつたらどうかということを、四十一年に愛

知外務大臣だったと思うんですが、いろいろ要請

したことがあつたんです。そういう状況について

はどうなつてゐるのですか。やはり当時と何ら変

わらない運営方式でやられてゐるのですか。

○説明員(菊地清明君) 御指摘の点はまさにそ

れどございまして、私たち技術協力を担当している

者といたしましても、たとえば医療協力におきま

しては、その国の人々の診療のためにお医者さん

を派遣するということは、必ずしも本来の目的で

はございませんで、それはつまり、その国の医師

に代替するといふようなことはむしろ望ましくな

いといふふうな思想でございまして、わが国の技

術協力・医療協力は、あくまでその国のお医者

さんを指導する、なおお人を指導するというのが

本來のねらいでございますけれども、御承知のよ

うなカンボジアの事情で、カンボジアその他发展途上国におきましては、必ずしも自分は全然、医

療の実際の診療のために来たのではないといふ

うに言つて、突つぱねるといふようなことにもま

いらぬことは御案内のとおりでございまして、

しかし、技術協力のねらいといふものは、あくま

でも直接の診療ではないということはお説のとおりでございます。

○戸田菊雄君 今後これらに対しても何か改善措置をとつていくといふ日本の政府の考え方はあるわけですか。

それからもう一つは、ラオスの場合ですね。現地へ行つていろいろベトナムやラオス、カンボジア等からもう一つは、ラオスの場合ですね。現

ア等からも話を聞いたのですけれども、たとえばラオスの場合ですね、ビエンチャンの郊外に、アメリカさんの軍人軍属のハウスが一ぱい建つてゐるわけです。そこに二万人ぐらい当時住んでおつたのですけれども、結局この援助してやつた金

ですけれど、その八割くらいは、全部自分が行つて住む軍人軍属の、いわば下水道整備とか、そういう住宅の環境整備にはほとんど回つてしまふのですね。だから、ラオスだけに使う金はわずか二割

くらい、そういう援助方式をやられることはけしからぬじやないかといふ話が出ておる。最近日本

の場合も、いろいろアジ銀から融資対策はとつているけれども、実際高級な建設とか、そういうも

のに対しては、すべて日本の業者が直接向こうに

いらっしゃるけれども、実際高級な建設とか、そういうも

のに対しては、すべて日本の業者が直接向こうに

の、実際行つてくださる方の数などともにらみ合

わせまして、医療協力の改善といふことは今後と

も心がけていきたいと思つております。

それから、第二の、ラオスのアメリカの援助の例を御引用なさいましておつしやいましたこと

は、その二割・八割という割合は私裏聞にして存

じませんけれども、傾向としてアメリカの援助が、いわゆる行政費といいますか、つまり援助す

るために行くアメリカ人のためにかなりさかれて

いるということは御説のとおりでございます。他

方、わが国の援助は、比較的そういう行政費と

いいますか、実際援助実施といふものが、つまり

そういう意味の行政費の割合はさわめて少ないと

いうのが、むろわれわれとしては自慢しているわけ

といいますか、そういう点はアメリカの援助のや

り方とは違うといふようなことは感じてゐるわけ

でございます。

それから、それとはまた違つた意味の実施經

費、つまり援助しておいて、その半分くらいは日

本の業者が請け負つて持つて帰るのじやないかと

いう御質問でござりますけれども、たとえば具体

例といふことでございますが、カンボジアで実際

いらっしゃるけれども、実際高級な建設とか、そういうも

のに対しては、すべて日本の業者が直接向こうに

いらっしゃるけれども、実際高級な建設とか、そういうも

のに対しては、すべて日本の業者が直接向こうに

いらっしゃるけれども、実際高級な建設とか、そういうも

のに対しては、すべて日本の業者が直接向こうに

いらっしゃるけれども、実際高級な建設とか、そういうも

も、できるだけやはり国内でもいろいろ問題になつては十分私は検討していかなければいけないの

じやないかといふように考えるわけですけれども

十分判断をして私はやつしていくべきじゃないだろ

うか、こういうふうに考えておるわけなんです。

そこで、さつき国際金融局長からの説明、ちょっと

ア全域の開発途上国については言えるんじゃない

かと、こう思つんですね。ですから、そういう面

での融資体制——実質的な建設、こういうものを

十分判断をして私はやつしていくべきじゃないだろ

うか、こういうふうに考えておるわけなんです。

そこで、さつき国際金融局長からの説明、ちょっと

ア全域の開発途上国については言えるんじゃない

○戸田菊雄君 ですから、今後融資したものに對

も、どうもそういうふうに判断がされる。たとえば、この一次産業全体で四千三百四十三万五千ドルということ、ところが第二次産業では一億八千二百六十七万ドルですよ。こうなると、おおむね四倍強ですね。で、その内容を見ますと、各種製造業設備等、あるいは転貸資金、鉱業が若干のものを資本輸出して各国の下請会社にといふような、あるいはアメリカにおいてもそうじやないかなと思うんですが、これはどういうケースのものが多いのか。いずれにしても、第二次産業の場合に、この内訳を見ますと、ことに転貸資金といふのが一番多いんですねけれども、しかし、一次産業、二次産業のバランスというものが、極端に二次産業が多くなっているんですね。で、私はいまこのアジア全域を見まして、あの一帯ずっと見ましても、どうぞうかの内訳を見ますと、この経済の基幹といわれる第一次産業ですね、食糧その他の中生産が非常に不足を来たしている。もちろん、これは日本ぐらいの農業技術その他を導入すれば、もつともう、三期とれるところが一ぱいあるんですねから、大量な生産工場ができると思うんですが、そういう面も非常に立ちあぐれている。だから、日本ぐらゐの農業技術その他を導入すれば、こんなに米が余つてどうのこうの言っているんですが、餓死状態にあるのはあの地域が一番多いんですから、だから、当該国からいけば、どうして第一次産業に目をつけることはあたりましたと思うんですよ。私がカンボジアに行つたときに、カンボジアは農業の生産を高めるために一番です。そういう状況なんですから、これはカンボジアばかりじゃなくして、なんでもあの近辺の開発途上国は一様にそういう傾向に置かれておるということ、これは間違いないんだと。そういうところからいくと非常に少ない。だから、こういふ面を考えると、どうしても、アメリカと日本の主要国の意向がそのまま、強制的とはいえません

けれども、当該国への融資について、貸し付け申し込みや何かいろいろなことを検討されて一々やるわけでしようけれども、しかし、それにして、もう、どうもやはりアメリカや日本の各般のいまの四倍強ですね。で、その内容を見ますと、各種の融資先と申しますが、その重点の問題でござりますが、これはアジア銀といたしましては、特に、いま御指摘のような、日本とかアメリカの意向といいますか、そういうものでやつてあるわけでは全くございませんで、やはり加盟国が、それ自身の経済発展の重要性に応じてこううプロジェクトをやりたいという、そういうことを基礎にいたしまして、アジア銀がそれを――その経済性その他、その国全体に対する貢献の度合い、あるいはさらに、できれば地域的な観点等も考えまして選定をいたしておるわけですが、たゞいま御指摘の第一次産業が少なくて、第二次産業が多いという点は、あの御提出申し上げておりますが、たゞいま御指摘のようには、この産業分類図からいたしまして、第二次産業に入るといえるようなものですが、資源でもおわかりになると存じますが、実は、産業分類がなかなかむずかしいわけでございまして、いわゆるアジア開銀として、やはり各國の経済基盤の育成と申しますか、そういう意味のインフラストラクチャの部分というのを非常に重点の一つとして置いておるわけでござります。そういう関係で、この産業分類図からいたしますと、第二次産業に入るといえるようなものが、水資源の問題その他でもつて農業開発その他にも直接につながるといふやうなものもございます。

○戸田菊雄君 確かに局長が言われるよう、通常資金の場合あるいは特別基金の場合と二通りありますから、確かに特別基金の場合、たゞいま指摘されたとおり、第一次産業が圧倒的に多いことも私もこの資料でわかるのですけれども、しかし一定の資金ワクがあるのですから、それぞれ金利も安く年限も長いわけですから、そういう意

味で希望が多いわけだと思います。そういう意味では特別基金のほうにおきましては、第一次産業、ことに農業部門に一番大きな実績がすでに出ておるわけでございまして、全体として一億七百万ドルの特別基金の融資の実績の中で、半分以上はこの一次産業、しかも、それが主として農業部門に行つておる。第二次産業部門へは千万ドルでわずかでございます。こういうようなことでございまして、この両方を合わせて考えますと、アジア銀としましても、そういう意味の農業開発、その他全体としての経済基盤の開発の面に非常に努力をしておるということは事実であると存じます。他方、第二次産業におきましても、これはなかなか、ことに転貸資金といつておられますのは、これは各国の持つております開発金融機関に融資をいたしまして、そういうものを通じて、その国であります資料でもおわかりになると存じますが、たゞいま御指摘の第一次産業が少なくして、第二次産業が多いといふ点は、あの御提出申し上げておりますが、たゞいま御指摘のようには、この産業分類図からいたしまして、第二次産業に入るといえるようなものが、資源でもおわかりになると存じますが、実は、産業分類がなかなかむずかしいわけでございまして、いわゆるアジア開銀として、やはり各國の経済基盤の育成と申しますか、そういう意味のインフラストラクチャの部分というのを非常に重点の一つとして置いておるわけでござります。そういう関係で、この産業分類図からいたしますと、第二次産業に入るといえるようなものが、水資源の問題その他でもつて農業開発その他にも直接につながるといふやうなものもございまして、第二次産業に入るといえるようなものもございまして、理想的な形での実績といふのはあるいはまだ出てきておらないといふことも言えるかもしれませんけれども、これはやはり不足まだ日が浅うございまして、理想的な形での実績といふのはあるいはまだ出てきておらないといふことも言えるかも存じますが、方向としては、たゞいま申し上げておりますようなことで、アジア銀当局といつても努力をいたしておるといふように承知をいたしております。

○戸田菊雄君 私は、この南ベトナムの場合も、いまもう戦局がああいうことになつていて、アーリカのニクソン大統領とニクソン大統領との間で引退まで勧告しないとか、おそらくニクソン大統領が選挙のなか、もしくは選挙前に何らかのそういう解決策といふのを出さなければいけない。非常に政策不安定なんですね。いま金融局長が言ったとかしないとか、おそらくニクソン大統領が選挙のなか、もしくは選挙前に何らかのそういうチエックしているんですか。その辺が一つ。それからもう一つは、カンボジアのブノンベンですが、御存じのように解放軍にさんざんロケッ

る国の特定のプロジェクトに貸すというときに、個々に何多くらいで適当と思うがどうかといふ内々の相談は行なつております。

○戸田菊雄君 例のドルの円換算は。

○政府委員(稻村光一君) 失礼いたしました。いまのドルの問題でござりますが、これはこの出資につきましては、これは実はこのドルは、第四条の一項に書いてございますが、「一千九百六十六年一月三十一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドル」ということになつております。したがいまして、これは現在のドルとは違う、観念的には違うドルでございまして、このほうはこれで換算をいたしますと「一ドル三百三十四円四十銭になるかと存じます。

○戸田菊雄君

そうしますと、日本の円の切り上げその他についての影響がない、あくまでも三百三十四円四十銭のそのアジ銀のあれとドルの円換算の交換でいくと、こうしたことですね。

それから今後の増資分はどうなんですか。今後は、これは一九六六年の一月三十一日現在の量目もしくは純分でもついていけといふことはつきりしていますが、今後の増資についてはどうなつているのか、その辺の見解を……。

○政府委員(稻村光一君) ただいまの点は、ドルの切り下げについては関係がないわけでございますが、円の切り上げについては関係があるわけでございます。と申しますのは、いわゆることでいつております。一九六六年一月三十一日現在のドルといふものは、当時日本は一ドル三百六十円であったわけですが、これが今度は新しいドルと申しますか、ただいまのドルに対しては一ドルが三百八円、セントラルレートになつておりますが、しかし、アメリカのドルの切り下げがございまして、したがいまして、ちょうど日本は切り上がりまして、ドルは切り下がつたわけでござります。したがって、現在の円、つまり切り上げの行なわれました円に対する一九六六年一月三十日現在のドルというのは、これは三百六十円ではなくて、三百三十四円四十銭になるという意味

で、円の切り上げの部分は影響があるというふうに申せると思います。

○戸田菊雄君 今後の増資は。

○政府委員(稻村光一君) これはその後と申します意味が二つあるかと存じますが、協定改正をいたしまして、いまの一九六六年一月三十一日現在のドルというのを、何か協定上改正するかいなかという問題が一つござります。これはただいまのところそういうような議論は出ておりません。

でやはりこのまでいくことにならうと存じます。それから今後日本の円が切り上がるかどうかということでござります。これは切り上げをいたすあれはございませんから、現在のところは三百三十四円四十銭というところで、このアジ銀の資本の計算に関する限りはそういうことに相なるといふことがあります。

○戸田菊雄君 たばこ関係もありますから、一応あと二、三點で終わりたいと思うのですが、一つは、当初、この域外加盟国の中ソビエトの場合は、一応加盟せずに、技術開発、こういう面で協力していること、発足時ですね、こういうことだったと思うのです。本開發銀行が当初発足したのは、ジョーンソンのときニロストウの、反共理論家ですけれども、そういう意味合いから米州開発機構などをまねてこのアジア開発銀行というようなものが設立をされた、そういうふうにはぼくは理解しておりますが、だから、あくまでもアメリカ衛星国家群、こういうものを中心にして加盟国を選定を行なつたというふうに考えるのです。その限りにおいては私は全く反対なんあります。しかし、当面するソビエト等も域外国として入つたと、こういうことになるとするならば、当初出発した理念からは、やや弾力的な、対社会主義国に対しても懐柔を広げたといいますか、そういう状況にうかがわれるのであります。今後中華人民共和国とか、各般の社会主義国とがございますが、そういう各

これからもう一つは、いまドル換算の問題について聞いてみます。第五条の「株式の応募」、この中で「総務会は、銀行の資本を五年以上間隔を置いて検討する」と、こうなつておりますね。いま非常に世界的にドルといふものは信

用の低い最大の通貨貨幣だと思うんですね。そぞろに申せんが、いま日本の場合は前途どうなるかわ

かりませんが、いま日本の場合でも、局長は日本の円切り上げといふのはないだろう、そういうことから新円対策を発表したりいろいろやっておられます。それから今後日本の円が切り上がるかどうかということがございます。これは切り上げをいたすあれはございませんから、現在のところは三百三十四円四十銭といふことでは、このアジ銀の資本の計算に関する限りはそういうことに相なるといふことがあります。

○戸田菊雄君 そ見当がつくだろう、そういうことになれば、再度また世界世論として日本の円の切り上げといふことは間違いないですね。だから、このままいけば年内の二百億ドルといふのはおおよぎかねない。こういうところで非常に困難な情勢がござります。外貨準備といふものは先々増加の傾向に

おきまして、考え方、希望を出しておるわけですが、われわれのほうといたしましても、そういう社会主義国家がいろんな意味でアジ銀に加盟の希望を表明し、あるいは現地も、技術協力その他を通じて援助をしようということござります。これはわれわれのほうといたしましても、そういう社会主義国家がいろいろな意味でアジ銀に加盟の希望を表明し、あるいは現地も、技術協力その他を通じて援助をしようということござります。これはわれわれのほうといたしましても、そういう社会主義国家がいろいろな意味でアジ銀に加盟の希望を表明し、あるいは現地も、技術協力その他を通じて援助をしようということござります。これはわれわれのほうといたしましても、そういう社会

域外國でどういう国か、こういういわば特例措置を適用している事例といふものがあるのかどうか、その辺の見解についてひとつ。

○政府委員(稻村光一君) 第一の点でござりますが、ソ連その他社会主義国家との関係でござります。

〔理事柴田栄君退席、委員長着席〕

の増資ということで、アシ銀としての結論が出でるわけですが、特別基金のほうにつきましては、一部の国にはこの通常資金の増資の議論の中で、特別基金もやはり同じように各國から、これはむろん先進国でございますけれども、各国からある程度のフォーミュラーをもつて出させるということにしてはどうだといふうな議論もございましたが、しかし、今回は、通常資金のほうの増資ということでやるということで、この特別基金のほうにつきましては、さらに今後検討を続けるということで、具体的に検討を始めおる段階でございます。したがいまして、さらに今回の増資が成立をいたしました暁には、さらによつたの後ある年限において、さらにその次の増資をどうするかということが、たとえば五年というよろなあとで、再び問題になるということは当然あり得ることだと存じます。

三番目の、この協定上の「地位、免除、課税免除及び特権」、これは国際機関でございますと、通常認められておりまする特権でございまして、アシ銀に特別のものではございませんが、たとえばアシ銀が東京で発行いたします債券について、いろんな意味の手数料とか、いわゆる日本として通常の場合でございましたら、課するべきものが、この協定によつて免除になるということは、現実に働いております。これはことに特別の問題でございませんで、たとえば世銀とか IMF とか、その他のわゆる国際機関につきまして認められておりまするこういう一種の外交特権といいます。

○戸田菊雄君 先ほどの質問要旨の中であつて、アシ銀の増資といふことは、アシ銀が東京で発行いたします債券について、いろいろ意味の手数料とか、いわゆる日本として通常の場合でございましたら、課するべきものが、この協定によつて免除になるということは、現実に働いております。これはことに特別の問題でございませんで、たとえば世銀とか IMF とか、その他のわゆる国際機関につきまして認められておりまするこういう一種の外交特権といいます。

○戸田菊雄君 先ほどの質問要旨の中であつて、アシ銀の増資といふことは、アシ銀が東京で発行いたします債券について、いろいろ意味の手数料とか、いわゆる日本として通常の場合でございましたら、課するべきものが、この協定によつて免除になるということは、現実に働いております。これはことに特別の問題でございませんで、たとえば世銀とか IMF とか、その他のわゆる国際機関につきまして認められておりまするこういう一種の外交特権といいます。

先ほどちょっと説明をいたいたのですけれども、今回のたばこ耕作組合法の改正の主要点はどうしたことでしようか、まずそこからお伺いしておきたいと思います。
○説明員(北島武雄君) たばこ耕作組合法は、昭和三十三年五月に制定されたものでござります。その当時の耕作の事情と現在の事情とはたいへん異なつてしまひました。耕作組合を構成する耕作員のことときも、当初約三十五万人と称せられておりましたが、現在では大体その半分といふことになつてしまひまして、小規模な組合が非常にふえてまいつたわけでございます。こういたしますと、組合運営の面において、少なからぬ組合員の負担の増といふことになりますして、運営上、差しつかえる面が多々出てまいりますし、こういた農業事情の変化を基礎といたしまして、数年前よりたばこ耕作組合から、何とか現状に合うようになります。改正してもらいたい、こういう要請がございました。私どもも内容を検討いたしまして、今回のような御提案をいたした次第でございます。

改正の第一点は、まず、地区的耕作組合、それから連合会、これの組合の地域を拡大させようとすることです。これによつて、小規模組合の運営の困難といふ点を救おうじゃないかといふ点。

第二は、耕作組合連合会、それからたばこ耕作組合中央会、これの議決権と役員の選挙権につきまして、従来、一会员一投票でございましたのを、最近の事情の変化を頭に入れまして、農業協同組合法あるいは消費生活協同組合法等にならい、これの例外として、直接または間接に構成する地区的耕作組合員の住民の代表に応じて、一定の数を限度として議決権並びに選挙権に加算をしてあげるということです。

それから、第三の点は、地区の耕作組合の総会にあります。代議員会がございます。これは現在五百人をこえる組合でなければ、代議員会を設けることができないということになつておきましたが、組合員数の減少等にかんがみまし

て、これを三百人にまで下げる。

そうして総会は、もちろん最も重要な事項でござりますが、定款を認めることといたしまして、運営を合理化しようと、こういったよろなことが中心になつております。

それから、あるいはまた、耕作組合員が代理し得る數、これは従来五人以上——四人までしか代理できないということになつております。

が、最近の事情にかんがみて、これを九人まで代りました。私が最も重要な理由は、主として組合法の改正をやめたわけでございます。こういうふうに改正いたしましたが、最近の事情にかんがみて、これを九人まで代りました。私が最も重要な理由は、主として組合法の改正をやめたわけでございます。

こんなふうな点が主要な点でございます。

○戸田菊雄君 大体、主要四点にわたつて改正をやめたわけですが、主として組合法の中心部門ですね。一つはこの機構、それから一つは組合員または会員の資格の要件について、もう一つは議決権及び選挙権。それからもう一つは、この代議員権といふことになると思ふんですが、

こういう、いわば組合法の中核をなす、最も民主的な、そういう要件を構成される部分を今回改正しようとしております。これによつて、小規模組合があつてそういうことになつてゐるのか。それとも耕作組合自体の、会員からそういう要望があつてなされたのか。その辺は、どちらにウエートがあるのでしょうか。

○説明員(北島武雄君) これは全く公社が意図をもつて、こういうふうに暗にリードしたというふうではありませんでございませんで、数年前から耕作組合でござつた改訂の要望を訴えておりましたが、実は

いろいろ国会の御事情等で、そういうふうな御事情で、だいままで延びておつたわけでありま

す。最近の事情にかんがみまして、どうしても今国会においてこういった法案の御成立をお願いしたい、こういうことで、私どもも真剣になつておきたいと思います。

○説明員(北島武雄君) 結局、こういう事情になつたが、組合員数の減少等にかんがみまし

か。

細な詳説を当たつておらないのですけれども、さつと見たところで、さつき總裁も答弁の中で言

われたように、耕作人が減つたから、今回、そういう趣旨において四点にしほつて改正をする、ござりますが、定款を認めることといたしまして、運営を合理化しようと、こういったよろなことが中心に

なつております。

それから、たばこ耕作は、御承知のようにたいへん労力多投型のものでござりますので、従来私どもも耕作者とともに、内容の合理化をはかつてまいつたわけでございます。こういたおつやつた面積の数字と、耕作者の数字からおわかりのよう、一人当たりの平均の耕作面積の規模が、次第に拡大してまいつておるわけでござります。お尋ねの意味は、はつきりわかりませんが、そういう結果、耕作面積自体は、多少の消長はございましたけれども、法制定當時とたいして変わつてはおりません、途中で若干ふえてはおりません。

○戸田菊雄君 私もまだ、この資料をもらって詳説をいたしましたが、現在では、もちろん最も重要な事項でござります。これは、たばこ耕作組合法の改正をやめたわけでございます。お尋ねの意味は、はつきりわかりませんが、おつやつた面積の数字と、耕作者の数字からおわかりのよう、一人当たりの平均の耕作面積の規模が、次第に拡大してまいつておるわけでござります。お尋ねの意味は、はつきりわかりませんが、そういう結果、耕作面積自体は、多少の消長はございましたけれども、法制定當時とたいして変わつてはおりません、途中で若干ふえてはおりません。

○戸田菊雄君 いや、だから耕作人が減つた理由はどういうところにあるのかといふ質問要旨です。

たとえば機械導入によつて人員が浮いたから耕作人が減つて、いつとか、そういう具体的な要因と、いうものがあるだらうと思うのですね。その辺は、専売公社としてどういうふうに見ているのかといふことなんですね。

○説明員(福川徹君) 例をもつて御説明いたしました。昨年調査いたしました結果では、耕作者が減少をいたしました理由を、理由別に調べてみました。たゞ、労働事情による廃作者と申しますが、離作者が約半分近くござります。さつき申し上げましたように、現在のところ、まだ大へん労働力を多く投するような形態が残つておりますので、労働耕作をやめていく人たちが四五%ぐらいを占めています。

○説明員(北島武雄君) 結局、こういう事情になつたが、組合員数の減少等にかんがみまし

と全く軌を一にしているものだと考えておりま
す。昭和三十年代の経済成長に伴いまして、わが
国の経済構造はがらっと変わったわけでありまし
て、一次産業から二次産業に、ことに重化学工業
への転換、一次産業の就業人口の減少、労働力の
都市への集中、あるいはまた、農村 자체が工業化
する、こういった面で、離農される方がぐっとふ
えてるわけでござりますので、最近の農業就業
人口など、かつての四〇%台に比べまして、おそ
らくは四十七年度中には一五%を割るのではないかと、こういった観測さえ行なわれるわけでござ
いまして、こういった全体の農業構造の、ことに
経済構造の変革、これにやはりたばこ耕作といえ
ども漏れなかつたものだと、こういふうに考へ
ておるわけであります。

○戸田菊雄君 結局、自民党農政の中で、農村が

退廃もしくは貧困化に追いやられた、こういう実

情から、たんぽは手離さないけれども、米くらい

つくつておけ、あとは採算の方面で出かせぎやつ

たほうがよろしい。これはもうつきり農業白書

によつて明らかですね。最近、農外所得がどんど

んふえてきてる、そういうところにあるだらう

と思うのですね、原因は、いま説明されたよう

に、労働事情によつて離作四五%といふことじや

なくして、もう根幹の農業經營が成り立つていな

い。だから勢い、たばこ耕作者においても放棄せ

ざるを得ないといふ状況だと思うのです。だか

ら、これはやっぱり政府の農業政策の欠陥からき

ているのだと私は思うのです。そういう、いろい

ろ言い回しは違つても、総裁の言つたとおりだと

思つてますが、そういうことで、たばこ耕作に

残つた者も、今後そういう傾向に追いやられるの

じやないかと思うのです。だから、需要に対しても

供給が間に合わないで、勢い外国の葉たばこにた

よらざるを得ないということになるのじやないか

と心配するのですが、大体聞きましたところ、平

均反収十五万といふのですね。この十五万の中

で、その積算基礎は農村の雇用労働賃金、こうい

うものが土台になされている。米の場合は、生産

一つの算式によりまして、葉たばこの収納価格をき

費所得補償方式で、都市労働の対価、賃金を土台に
してやられている。これはやっぱり米のほうに合
わせていくべきじゃないかと思うのです。同じ政
府の施策において、たばこ耕作は農村の小作労働
を土台にしていく。片や米のほうは、都市労働の
ほうを中心にしてやつていく。同じ政府の政策と
してやる場合には、米のほうがいいんですから、
これで合わせてやつていくべきだと思うのです
が、その対策はどうお考えになるか、そういう改
善の意思があるのかどうか、この辺が一つであ
ります。

それからもう一つは、ことに減少傾向が多いの
は都市周辺、たとえば関東、阪神、こういったと
ころが非常に多いといふ説明がありました。これ
はもっと激減の傾向に私はいこうと思うのです。
同時に、いま逆に農村方面から見れば、單作地
帯、寒冷地帯、たとえば北海道あるいは東北、こ
ういうところの反収全体の収入といふものは非常
に低下している。これはもう七人家族くらいでい
るわけですから、それで年間収入で、いずれ
にしても農家収入として入つてくるのは五十万円
ぐらいですね。だから生活の道がないのですよ。

そういうところだけが残つていて、というかつこう
になるのですから、急速に私は激減の傾向に今後
追込まれるのじやないか。もちろん基本的に
は、政府全体が農家經營について抜本的な改善策
をとることが先決でなければ、たばこ耕作とし
ても、そういうものに対応して一体どういう今後
の施策をそういう中で採用していくのか。その辺の
展望なり構想があつたらひとつお聞かせ願いた
い。その二点について。

○戸田菊雄君 時間がありませんからこまかく聞
いておられませんが、ひとつ……。

この運営方式、今までの耕作組合の運営とい

うものは一部のボスでかつて運営されたきらい

なことしないのです。それでまた民主的な条項が

いろいろ改悪された、私から言わせると改悪だ
けしかつておられますか。その辺の見解をひと

つ。それからもう一つは、補助金問題についてです

けれども、先ほどの説明でもちょっと伺つたので

す。やはり生産費を補償するというかつこうの一

めておりますけれども、この場合にとります労賃

は、農村の臨時日雇い賃金をとるというかつこう

でまいっております。したがいまして、算式そのも

のにはそろ大きな差はございませんが、根拠にな

ります労賃の見方によつての格差がある。こうい

うことが言えようかと思います。で、そういう問

題につきましては、これまでいろいろと米とたば

こが格差があるのはおかしいではないかという議

論が過去下さいぶんございまして、たいへん問題に

なりました。それで昭和三十九年に、そういう問

題を主にいたしまして、葉たばこの価格はいかに

あるべきか、その根拠とする労賃をどう見るべき

かということで、幅広な臨時葉たばこ調査会とい

うものを設けまして、総裁の諸問機関でいろいろ

検討していただきました。その結果は、端的に申

し上げますと、米の場合のように、この農家が全

ての耕作とされるものと違いまして、葉たばこの

場合には、ある特定の方が栽培されるものである

といふようなこと、それから主食と嗜好品の違い

といふようなものがござります。それから葉たば

こが非常に国際的に流通性の高い作物であるわけ

です。そういう特別な葉たばこをつくられる耕作

者の方に対しまして、別な政策的な価格をとると

いうのは、積極的にそりいら根拠を見出しにく

い。そういうような幾つかの理由によりまして、

従来のような労賃の見方をするのが適当であると

いう、こういう結論を得ております。したがいま

して、公社といたしましては、生産費所得補償方

式の一つの算式の運用につきましては、そういう

ような調査会の御意見をいたしまして実態に

合つたよな修正はいたしましたけれども、価格

そのものの根拠となりますが、労賃をとるこ

とは、従来どおり農村の日雇い賃金をとるこ

うがつこうで現在もまつておられます。したが

いまして、そういうよなことござりますの

で、この問題につきましては、現段階ですべそ

れから葉たばこの全体の趨勢の中で、地域に

七年度は九億三千九百万、こういった補助金をやつておる。主として乾燥室の建設費用がもつぱらだといろいろのうですが、補助割合が一四%、償却期限はどのくらいかわかりませんけれども、そういうことになりますと、やはり耕作者にとつては品質を高める、あるいは品質によつて買入値が違うということになるので、収入の度合いも違つてくる。こうしたことになつて、農家計に相当影響するわけありますから、そういう面についてはもう少し固定化した補助金体制ではなくて、何らかの便法措置によつてそういう運営をはかって、五年計画なら五年計画で、耕作人の六〇%は乾燥室ができいく、そういう考え方等があつてもいいのじゃないかと思いますが、この辺の見解をひとつ。

もう一つは、農家の労働力といふものは年々減少傾向になつておるわけですから、今後同じ反対で耕作を維持していくといふことになれば、どうしても近代化並びに機械化といふことが必要ですね。いま中小企業その他に対するは、政府は一体として中小企業近代化法等に基づいて融資、税制面等で保護政策をとつておる。農家に対しては全然ないのですね。それはいろいろの問題がありますね。ありますけれども、そういう一本筋を立てた、そういう法律なんかに依頼して、保護政策をとつていこうといふものではない。ことにたばこ政策等についても皆無に近いとぼくは思うのですね。いま補助金政策くらいですから。こういう問題について、戦後の農業の葉たばこ耕作に対する機械化、近代化、こういふものに対する特段の配慮が必要としているのではないか、そういう面に対する考え方はないのかどうか、その辺の見解をひとつ聞かしていただきたい。

○説明員(佐々木幸雄君) お答えいたします。

今度のこの耕作組合法の改正につきましては、先生のおっしゃいますように、こういう改正をしてほしいという耕作団体側の強い意向がございます。またそうすることによって、組合の合理的な運営をいたしたいという耕作団体側の意向が強いわけでござりますが、その運用のしかたによ

りましては、この法改正の側面を一方的に見ますと、確かに問題のところが出ようかと思いまうことになりますと、やはり耕作者にとつては申しますと、この四項目の改正につきましては、これは地区の拡大の問題にいたしましても、議決権、選挙権の問題にいたしましても、代理権の問題にいたしましても、また代議員会の問題にいたしました。それぞれ法律でそういうワクを広げていただくといふことでございまして、これあつたが現地のそれぞれの組合で運営されます場合に、いずれも総会によりまして定款を変更しなければならない、当然それが必要になつてしまります。したがいまして、このワクの中で、この定款の変更で、その線に沿つてどの程度のそれぞれの組合で、定款変更のための運営をするかといふことは、耕作者の方々の意願によつてきめられるべきものでござりますので、この定款変更するかどうか、あるいはその場合の運営について十分民主的にくよくよ指導しなきゃならぬ、こういうふうに思つております。

それから二点目の、公社の補助政策の問題でございますが、先ほど御説明申し上げましたように、公社自身でやつておりますのは乾燥室の補助金といふことでございまして、これが昨年約六億、本年九億といふことです。しかし、まあそのほかいろいろ生産対策をいたしまして、補助金ではございませんけれども、これから生産性向上のための合理化の一つの布石といたしまして、それなりの予算を組んで施行しております。そこで、たゞこの耕作がどうあるべきかといふことと同時に、この補助金制度といふことではなくして、将来はやはり制度の検討を私は非常に要望していくかということを検討しなければなりませんので、先ほど申し上げましたように、現在まで得られております成果を判断しながら、何らかのそつと、乾燥室をつくった農家だけが、自分の自己負担といふものが非常に増大してくるのですね。そつとさらに、経済動向によつて建設資材その他の値上がりもあるわけですから、そういうやはりのじやないか。とにかく建てて自分の自己負担が多くなつて借金をしていけば、これはちょっとやる人がいなくなつてしまふ。だから、その辺の割合がどの程度がいいか私も詰めておりませんから、いまここで言うわけにまいりませんけれども、いざれにしても、採算がとれるようなことを土台において、十分この補助率の割合といふものもアップをする必要があるのじやないか、こういうふうに考えますが、その辺の見解について第一点ひとつお伺いしたい。

それからもう一つは、総裁に、最近のたばこは、ほとんどアメリカの国で使われるようなことはばかりですね。ホーリーとかチエリートとかハイライトなど、日本の特色を生かしたものはないですね。これは一体どういうことを意味するのか。戦後アメリカに長年占領政策を押しつけられて、当時はまあやむを得ないという状況もあつたと思うのですが、もう約二十七年も過ぎているのですね。これらは、日本やはり特色を生かしてもいいのじやないか。やはり日本の國に行つたら、富士山といふたばこがあつたとか——あるいは國鉄なんか、そういうのを指向しております。本年度の予算におきましても、若干タイプを変えました広域ペイロットといふ試行をやつておりますが、一つは、やはり国内の農業の中では、たばこ耕作もなかなか生産性が上がらないといふ問題をどう解決していくか、これは非常に大きな問題でござりますので、それなりの問題と、これから施策とかみ合わせまして、ひとつ思い切つて、早急にそういうような方向で進んでいかなければなるまいといふことで検討を進めております。

それあたりの問題と、これから施策とかみ合わせまして、ひとつ思い切つて、早急にそういうふうな方向で進んでいかなければなるまいといふことについては、一応私も了承します。

○戸田菊雄君 まあだいぶ時間もオーバーしておられますからこれで終わりますけれども、いまお答えのあつたことについては、一応私も了承します。

うことでござります。そういう成果を見ながら、これから国内の产地にどういう施策をかみ合わせていくかということを検討しなければなりません。

これまで申上げましたように、現在まで得られたけれども、いまの補助金割合といふものは全体の一四%というのでしよう。そういうことになると、乾燥室をつくった農家だけが、自分の自己負担といふものが非常に増大してくるのですね。そつとさらに、経済動向によつて建設資材その他

かるべきじゃないか、こういうふうに考へるのでありますけれども、その辺の見解はどうですか。

○説明員(北島武雄君) これは衆議院の大蔵委員会でもそういうお話をございまして、大蔵大臣

は、元来たばこといふことば自体が外国语しゃないかというようなことをおっしゃいました。それ

はさておきまして、やはり私どもは、ますたばこの名前を考えます場合に、どんなたばこを次につくらうかということを考えます。そうすると、そ

の消費者層はどんなところであろうか、こういうことをまず頭に入れまして、そうして消費者のイメージに合つたもので、語感がよくて、言いやす

くて、覚えやすい、こういったものを頭に入れて名をつけているわけでござります。お話のよう

に、最近外国名がたいへん多いのは、私も必ずしもいい傾向とは思いません。ただ、皆みたいに、「ゴールデン・パート」を「金鷲」に、「チベリ」を

「櫻」に改める、こういう時代になつてはいかぬと思ひますけれども、そういうことは抜きにいたしまして、今後のたばこのネームにつきましては、できるだけ、和名でもいいのがあるわけござりますから、できるだけそういうものをひとつ採用していきたい、こう考へておるわけでござります。

○説明員(佐々木幸雄君) 先ほどの問題の乾燥室と補助金の関係でございますが、私先生のほうに乾燥室の補助率一四%といふ説明を申し上げましたが、ただ一四%といふのは、平均的に一四%ということをございまして、ある時期にある種類の乾燥室の建設が必要だといふ場合に、格差をつけまして現在在来種、バーレー種の乾燥室の建設が必要だ、こういうことでございますが、在来種、バーレー種の乾燥室につきましては個人建ての場合は二〇%補助をする、それが共同の場合は二五%の補助をする、こういうような格差をつけておるわけでございます。

○戸田菊雄君 総裁、銘柄、名称については非常に当事者から考へるとむずかしいような考へにな

るのでしようが、何がいいかということで、それはやはり国民に聞いかけたらいいと思うのです。

非常にいいアイデアが出てくると思うんですね。

こういう名称にしたらいいじゃないかとか、そろ

いうものも含めて、私は切りかえる時期じゃないかと思うのですが、これいま縦裁から答弁を得たわけなんだから、ひとつ前向きに十分検討してみてくれませんか。

それから、きょうは時間がありませんからとにかく触れませんが、いま補助金の問題で説明があつたんですが、まあこれは一つは九億何がしが

四十七年度、四十六年度六億三千何がし、この内訳はどういうふうに配分がなされているのか、専

売公社は一体どういうチェックをしているのかと、いろんな話を聞くんですけれども、ひとつそ

の辺のチエック体制についてあとで資料としてこ

れは御提示願いたいと思うのです。との連合会に幾らいくつ個人に幾ら幾ら、それでどういうふ

うに使われているか、やられているかといふ実情について資料あとで御提示願いたい。

きょうはこれで終わります。

○鈴木一弘君 質疑に先立つて、非常に会期も終わりに近づいております。まあ会期が終了の時期にもう来ているときもありますし、きょうも七

つの法案がかかるつて状態なんでありますけれども、大蔵大臣が話によると、ほかの委員会のほうには出ておられても、この委員会には出てこれない。どうしたことでそうなつてしまつたのか、委員長から御答弁をいただきたいと思います。

○委員長(前田佳都男君) ただいまの鈴木委員の御質問に対してもお答えいたします。

大蔵大臣は、共済組合法の所管の法案に関連し

まして、ただいま内閣委員会に出でおりますので、きょうは出席できないわけでございます。そ

の点、御了承願いたいと思います。

○鈴木一弘君 それは、内閣委員会のほうに出

れておることはわかつております。こつちも所管のものがかかるつておるわけありますから、一番

の中心の委員会のほうをさぼつて、のこのこほか

の委員会に行かれるといふ、もう少しその辺のと

つましては、けさほども種々御議論いただい

たわけでござりますが、政府といましましては、

現在の段階で御指摘のようなことを考へるとい

ことは、現在のところは考へておりません。

○鈴木一弘君 この加盟国の中から、中国招請の会には出られぬと思ひますが、次回の委員会には必ず出るよう委員長において取り計らいたい

と思います。

○鈴木一弘君 その点よろしくお願いをいたしま

す。

アジア開発銀行の問題でありますけれども、中

國加盟の問題が午前中からずっと論議をされてお

ります。これは確かに代表権の問題、非常に問題

があると思います。先ほどの答弁では、はつきり

申し上げて、アジア開発銀行に除名の規定もない

ことであるし、中華人民共和国が加盟をしたいと

も言つてないとか、そういうようなこと、あるい

は台湾を、いわゆる借款の返済がおくれたとかな

んとかいうことで除名をするという以外には方法

がないと、まあそういうことでもつて、ぐるぐるぐ

るぐる回つてゐるような論議でありますし、答弁

であつた。政府側としては、日本としては積極的に

積極的に考へるべきじゃないかと思うんでありますけれども、その点の考へはないんですか、先ほどの点でございませんけれども、その点の考へはないんですか、この点は、定款の問題について……。

○政府委員(稻村光一君) 中華人民共和国の問題につましては、けさほども種々御議論いただい

たわけでござりますが、政府といましましては、

現在の段階で御指摘のようなことを考へるとい

ことは、現在のところは考へておりません。

○鈴木一弘君 この加盟国の中から、中国招請の問題が持ち上がつてきた場合はどうなさいますか。

○政府委員(大和田涉君) もし中国加盟の招請の案が出たらどうするかということでござります

が、まあ具体的な案が出てから問題とは思ひます。しかし、いわゆる中国を代表いたしまして、

現在、国民政府が代表としておるわけございま

すから、かりにそれを前提として、さらに中華人

民共和国を招請するというと、われわれの基本的

な考えである一つの中国という考え方方に反するの

ではないかという感じを持っております。

○鈴木一弘君 だから、私は現実問題として、中

国を招請するということが、アジア開発銀行の

加盟国の中から出た場合、それが確かにそのとお

りだといふふうにまとまりつつある、こういうと

くに、わが国がそれでもいやでござりますと突つ

ぱねしていくのか、定款を変更して何かの方法をとられるといふようなことになつていくのか、いま

の答弁で、中国の代表は一つであるといふなら

ば、その一つを中華人民共和国にできるような方

法だつて考へられるわけであります。いまの御答

弁では、台湾しかないという答弁ですけれども、

そうじやない方法もあるわけですね。そういうよ

う工作をするといふことは、日本政府と申します

けれども、その点はお考へはいかがですか。

○政府委員(大和田涉君) 理論上、確かにそ

うあるわけござりますから、そういう点で入れ

るとか、定款を変えるとか、そういうことを何か

ます。ただ、日本といましましては、国民政府と

外交関係を持つておるという事実もござりますし、それから現在中國を代表して國民政府代表が出席しておるという事實がござりますので、日本いたしましては、そういうつまり協定を改正するというような工作をする意図は、現在持つております。

○鈴木一弘君 一つ、その中國の招請の問題から考えられることは、一体中國自身が、現在のアジア開発銀行に對してどういうふうに認識しているのかということを、こちらでどのように認識しているかということですね、その点。

あるいは加盟をするというならば、どういうふうになつたら加盟ができるのか、その点について伺いたいんです、二つ。

○政府委員(大和田涉君) けさほど御答弁申し上げましたとおり、現在、中華人民共和国は何らの意思表示をいたしておりません。ただ實際に加盟といふよりも、むしろ代表權の問題だと思いますが、その問題が起ります際には、たとえばアジア開発銀行での投票は、いわゆる加重投票という制度をとつておりますが、そういう問題について一体どういうふうに考へるだらうか、あるいは台灣にアジア開発銀行が融資をいたしておりますが、その債權債務の繼承は一体どうなるであらうかといふうな、いろいろな問題がその際には生ずると思います。現状におきましては、中華人民共和国は何らの意思表示をいたしておりません。

○鈴木一弘君 その点の何か知る努力、そういう

ものほどのように続けられていらっしゃいましょう。中國がどういふうに出てきそらのなか、どういふ形、たとえば援助國としてくるのか、被援助國としてくるのか、いろいろな問題が残つてゐるわけです。そういう点についてのアンテナといましょか、こちらの知る努力といふもの、いろいろものはいかがになつております。○政府委員(大和田涉君) きわめて一般的な問題いたしまして、御承知のとおり、日本政府とい

たしましては、政府間の正式な話し合ひをやりたいといふ意思表示をしておりますが、現在までのところ、先方からはその正式の返事は何もないといふこと

いう事情でございます。したがいまして、政府間レベルで実際に先方と接觸して、その意思を確かめるというようなことが現状においてはできないわけでござります。

○鈴木一弘君 それは、正式云々はそもそもれませんけれども、何らかの形での認識を得るといややり方はあるでしよう。その辺の努力は全然なさつていません。聞くところではパリでの接觸があるとかないとかいうこともちょっと伺つていますけれども、その辺はいかがですか。

○説明員(前田利一君) お答え申し上げます。

ただいま大和田局長が答弁いたしましたとおり、わが政府といたしましては、中華人民共和国政府に対しても、國交正常化のために前向きに積極的に努力するということで、政府間折衝の呼びかけを行なつておるわけでございますけれども、これについては何らの答弁がないという状況でございまして、これは先ほど局長の答弁のとおりでござりますが、さらにただいま先生御質問の、先方の意向といいますか、考え方といふよろなものについては公式、非公式、私どものところにおきましても公式、非公式、私どものところにおきましては、そらいつたことを承知いたしておらない事情にござります。

○鈴木一弘君 公式、非公式を問はずでなければ、ペリでの接觸があるといふことはほんとうなんですか。

○説明員(前田利一君) ペリにおいてそのような接觸があるといふことは私承知いたしておりません。わが在外公館におきまして、同じ在勤地に中華人民共和国政府の外交代表が参つておる、駐在しておる個所もたくさんあるわけでござりますが、そういうたときいろいろ接觸が行なわれる

○鈴木一弘君 まあ接觸があるといふことはよくあります。その邊のわかりました。

先ほどの答弁から、台灣の國民政府を承認しておるからといふお答えがあつた。そうすると、中華人民共和国を日本が承認した暁には、このアジア開発銀行のいわゆる代表權の問題はどういうふうに

たぬ。どちらかになつたときにはどうするのかといふのが出てこなければそになる。その辺のところが、大体のガイドラインがなくて、いまのところは、先の見通しがゼロみたいな形でいい

ものがどうかといふことが非常に私は疑問です。その場合、中國を日本が承認した。國交が回復された。ただ一つの合法政権であるとみなしていいのですか。そのときはどういうふうになつた。こうならざるを得ない。その場合には、アジア開発銀行の代表の問題はどうなつてくるのか。

わが国としては、積極的に、そういうふうに踏み切つたときには、わが国は先頭を切つて招請を要請するようになるのかということですね。その辺伺いたい。

○政府委員(大和田涉君) きわめて率直に申し上げまして、仮定がいろいろある問題でございまして、正直のところ答弁ににくい問題なんだとございますけれども、その事態になりました場合にはどうぞ、結局その事態になりました場合にはどうぞ、結局その事態になりましたときのアジア開発銀行のほかの国の動向といふことを、やはりわれわれとしては考慮に入れなければならぬ、こう考えております。その事態になりました暁に、かつそのときのアジア開発銀行のほかの加盟諸国といふものの動向あるいは考え方といふものを踏まえまして、その時点で行動をきめたい、こう考えております。

○鈴木一弘君 それはまあ官僚答弁としては私はじやなくて、そういうときには一体どういうようになりますかと聞いたわけです。いわゆるにいくんでしようかと聞いたわけです。いわゆる定款の変更を求めるのか、除名といふものができますが、そういうたときいろいろ接觸が行なわれる

ことほどござりますが、この点につきまして、そのような定款に変えていくのか、あるいは招請する議決が総会等でなされればどうするとか、そういうようなことが当然プログラムの中にはなけれ

ばならないと思うのですね。先ほどの答弁からわからよう、中国の代表は一つだということですから、一つならばどちらかにならなければならぬ

ことだけ申し上げておきます。

○鈴木一弘君 その点の何か知る努力、そういうものほどのように続けられていらっしゃいましょう。中國がどういふうに出てきそらのなか、どういふ形、たとえば援助國としてくるのか、被援助國としてくるのか、いろいろな問題が残つてゐるわけです。そういう点についてのアンテナといましょか、こちらの知る努力といふもの、いろいろものはいかがになつております。○政府委員(大和田涉君) きわめて一般的な問題いたしまして、御承知のとおり、日本政府とい

たしましては、政府間の正式な話し合ひをやりたいといふ意思表示をしておりますが、現在までのところ、先方からはその正式の返事は何もないといふこと

いう事情でございます。したがいまして、政府間レベルで実際に先方と接觸して、その意思を確かめるというようなことが現状においてはできないわけでござります。

○鈴木一弘君 それは、正式云々はそもそもれませんけれども、何らかの形での認識を得るといややり方はあるでしよう。その辺の努力は全然なさつていません。聞くところではパリでの接觸があるとかないとかいうこともちよつと伺つていますけれども、その辺はいかがですか。

○説明員(前田利一君) お答え申し上げます。

ただいま大和田局長が答弁いたしましたとおり、わが政府といたしましては、中華人民共和国政府に対しても、國交正常化のために前向きに積極的に努力するということで、政府間折衝の呼びかけを行なつておるわけでございますけれども、これについては何らの答弁がないという状況でございまして、これは先ほど局長の答弁のとおりでござりますが、さらにただいま先生御質問の、先方の意向といいますか、考え方といふよろのものについては公式、非公式、私どものところにおきましては、そらいつたことを承知いたしておらない

ことだけでは、たまたま日本がそういう関係をなつておるということをございまして、アジア開発銀行それ自身は、独立の国際機関として独自の意思決定をできるわけでござりますが、ただその結果、まあ非常に単純に考えまして、國民政府との間の外交関係を取りやめる、中國を代表する一つの政府として、中華人民共和国と外交関係を設定するという時点でございますが、ただその意向といいますか、考え方といふよろのものについても公式、非公式、私どものところにおきましては、そらいつたことを承知いたしておらない

ことだけでは、たまたま日本がそういう関係をなつておるということをございまして、アジア開発銀行それ自身は、独立の国際機関として独自の意思決定をできるわけでござりますが、ただその結果、まあ非常に単純に考えまして、國民政府との間の外交関係を取りやめる、中國を代表する一つの政府として、中華人民共和国と外交関係を設定するという時点でございますが、ただその

た昔の国々に対する関係を維持強化するということのための援助機構です、これはね。われわれははたしていろいろものが必要かどうか、というところ、経済がブロック化すれば、戦争が起きるといふ一つの大きな流れがございます。第二次大戦もそのようにして起きたわけです。こういうようなものをつくらせて、EC諸国がアフリカへの自分たちのいままでの植民地主義を、今度あらためて經濟殖民地のような形でつくらせてブロック化していく、おぞろいことだと思うのです。ちょっと違うのは、アジアのアジア開発銀行の場合とはちよつとその辺の性格が違う。いまの、植民地とういうのもございませんから。日本とアメリカがうんと大きくなっているということは、はつきり申し上げて植民地がなかつたところが多かつたわけでありますからね。そういうところから見ると、歐州の開発基金なんというあたり方は感心できないと思うのです。国連全体の中でもこういうものはあまり私は好ましいものではないと思う。だから、いつまでたつても南の中の南の問題と言われるように、南北問題の中ではさらに南の問題といふことにアフリカがなつてしまふでしよう。こういうものは、前の例の税の問題、特惠關稅の問題等のときにも同じような問題が出てきているわけですよ。逆特惠みたいなものを考えておいて、いつまでも勢力を温存しておいて、悪く言えばアフリカ諸国からヨーロッパの国々が奪取しているんじゃないかというような感じがするわけです。やはり日本としては、そういう意味では、こういう基金のあり方を考え直させる、そういう方向づけありますけれども、その点いかがでしょか。

○政府委員(船田謙君) ただいま鈴木委員が特に

言われましたヨーロッパの旧宗主国が、かつての植民地なり領領なりといふものに対して、いま言われたような意図があるのかのときに思われるような経済援助をやることをするならば、それはたいへんうまくないことだと思いますけれども、そうではなくて、これが全く南北問題を解決するため

の手段として欧洲開発基金が正常に活用をされならば、それはそれなりに私は全世界の開発途上国を開発发展のために資するものと解釈をしたいのですがござります。で、一方私ども日本の立場といふことは、先ほど来外務省当局並びに国金局長が申し上げてきたと思いますけれども、たとえばさつき戸田委員の御質問の中にもちよつとございましたが、アジア開発銀行のような考え方には政府部内で固まつてきておるのではないかといふようなお話をございましたけれども、それは私の答弁で、そういうことは私ども閲知しておらぬいところだと申し上げましたが、しかし、日本が政府対アジアの開発途上国との間に生じてはならぬということ、もとと端的に言えれば、戦争中のあの大東亜共栄圏構想みたいなものを日本が持つておるのだということを、アジア諸国との間に誤解を与えてはならないように十分注意をすべきだと申しますと、アジア開発銀行そのもの、日本がかつてのアジアのいわゆる盟主といふような思い上がった立場でやるのはなくて、あくまで域内の、それは出資の額から言いますれば、一番最大の出資国ではござりますけれども、仲間の、平等の仲間の一員といたしまして、今後南北問題の解決について、アジアの部門において応分の努力をして、貢献をしていくといふことに専心するべきである、こう考えております。

○鈴木一弘君 次官の御答弁の中に、旧宗主国が

援助ということにしばられてつくられたもので

す。ですから、私はアジア開発銀行の場合には、いわゆる域外の加盟国というものがかなりございまますけれども、この場合にはベルギー、西ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルグ、オランダという国々だけですね。わが國

からもアメリカからも一錢も出でない、こういう形はいまの答弁から私が非常に心強く思つたんですけれども、これは賛成できないという意向ですかと、こう思いますので、それまでとどめておきたいたしましては、先ほど来外務省当局並びに国金局へも出資をしていく、アジア開発銀行の中におけるわが国の投票権、その権利を大きく伸ばさない、全世界の管理の形にすべきじゃないか、当然のことでありますけれども、それでも、そのくらいのものでありますけれども、この融資の運上國が受け取つておる多国間援助資金、こういふものがあるわけですが、援助資金のうち、三分の一がアジ銀の窓口を通しておる、こういうふうに、昔は、六・八七五でしたか、そのくらいのものであつたものが、現在は七・五%、一九七〇年五月から七・五%と引き上げておる。一方世銀の金利のほうも、その間に六・五%から七%へと引き上げておる。さらに七%から七・二五%、こゝういうふうに七・二五%と上がつておるわけですねけれども、こういうことから見て、どうして年々年々ではありますかが上げなければならないのか。その点、これはいわゆる通常業務のほうの関係でありますけれども、七・五というのは、非常にはつきり申し上げて、開発援助としてはあまり低いほうじゃありませんですね。なぜそんなふうに上がつていったのか、その辺のところを伺いたい。

【委員長退席、理事柴田栄君着席】

○政府委員(稻村光一君) 通常資金におきまして

貸し出しの金利でござりますが、これは先ほども御説明申し上げましたように、アジ銀といつしまして、今年度の増資の払い込みによって得ます通常資金と、それらあとは授權資本の額を、授權資本をバックと申しますか、それをバックにいたしました国際資本市場での資金の調達が、アジ銀債といふようななかつこうで行なわれまする資金の調達、この両方を合わせて貸し出しをするわけでございまして、それの資金コストといふものは、そういう両方の資金を合わせて、この採算がとれるようなベースの資金、貸し出し金利をきめることになつておるわけでございますが、この世銀のほうといたしましても、考え方は同じ

わけでしよう。これはどうしてそうなつちゃつたんでしよう。

○政府委員(福村光一君) 御指摘の技術援助のほうを別といたしますと、農業と多目的の関係でございますが、実はわが國が最初に特別基金を拠出いたしましたのは、農業特別基金といふことで拠出をいたしたわけでござりますが、次年度以降は、農業といふことでなしに、多目的に何でもいいということで拠出をしておるわけでございまして。これは本来は農業に限らず、アジ銀として適當なプロジェクトがあれば、農業を含めまして、どのプロジェクトにも使ってもらおうというのがいいわけでございます。当然これは第二年度だからいよいよなことで、その初年度だけが実は農業といふことで限定をいたしましたが、その後は多目的といふことで毎年拠出しておるということでございます。

○鈴木一弘君 まあアジア開発銀行の授権資本、それに対して現在交換可能な通貨として持つておられますのはどのくらいなんでしょうか。両方言つていただきたい。

○政府委員(福村光一君) 現在は、まあ概数で申しますと、約十億ドルが資本であるわけでございまして、そのうちで約七億五千万ドルぐらいが実際の融資ということでございます。それ以外の部分は交換、使えないと申しますか、すぐには使えない資金でございます。これは拠出をしております国が、交換性を与えないという条件で拠出をしておる国もあるわけでございます。そういうものはしたがつて一般的には使えないということでございます。

○鈴木一弘君 そうすると、毎年七億五千万ドル、その中でことは全部使えるのですか、そうではないであります。毎年受け取って、毎年使えるといいますか、それはどのくらいになるのですか。

がいまして、いまのところはこの増資の発行がございませんと通常資金の払い込みはないわけでござります。それから先ほどちよつと申しましたように、まあ請求払いを含めまして授権資本の額が十億ドルぐらいになるわけでございますが、そのうちで使えるものが七億五千万ドル、それに対しまして大体昨年末現在で融資承諾をいたしておりますものがほぼ五億三千万ドルになっております。したがいまして、この最近の一、二年の実績を見ますと、毎年の融資承諾のベースというのは約二億から二億四五千ドルということでございますので、大体この年末の五億三千万ドルに對しまして、あと余裕は二億くらいしかないわけでございます。本年一ぱいでほぼ従来の増資によりますので、通常資金分のほぼ融資承諾が済むのではないか。これは普通の今までのベースで進んでおります。したがいまして、来年度以降の融資承諾をするための金が不足をしてくるということが、今回の増資をお願い申し上げております理由でございます。

○鈴木一弘君 増資をしてやるわけですね。そのときの毎年受け取るいわゆる交換可能な通貨といふのはどのくらいになりますか、概算で。

○政府委員(福村光一君) これは具体的にはすでにこの増資の成立を待つまでもなく、各國資本市場の状況に応じましてアジ銀としてはできるだけ有利な条件で起債をしていきたいということで努力をいたしているわけでございまして、わが国

○鈴木一弘君 そろいろどころから見ると、どうでもこれは先ほどのように、いわゆる融資条件のほうが七・五%、ここで七・三%出せばどうならざるを得ないわけですね。そういう点が考えられます。さつきも質問がありましたが、これから

○政府委員(福村光一君) 一二点お答え申し上げます。

最初のアジ銀債の金利につきましては、これはもし日本の一般的な金利水準が下がっていくといふことが実現をいたしますと、当然この長期のほうにつきましても、金利水準が低くなつていくといふことが実現できるわけでございます。その意味で、アジ銀にとりまして有利と申しますか、好ましい方向に行けると存じます。

それから特別基金に対する各國の態度といいまして、具体的にまだなかなかなつておらずませんが、やはり各國それぞれ、主として先進国が拠出をするわけでございますので、それぞれこれが日本につきまして、市場からではなくて、財政支出といふことに相なるわけでございまして、予算上の問題、財政負担の問題もございまして、なかなか金額をどんどんふやしていく

がいります。それから先ほどちよつと申しましたように、まあ請求払いを含めまして授権資本の額が十億ドルぐらいになるわけでございますが、そのうちで使えるものが七億五千万ドル、それに対しまして大体昨年末現在で融資承諾をいたしておりますものがほぼ五億三千万ドルになっております。したがいまして、この最近の一、二年の実績を見ますと、毎年の融資承諾のベースというのは約二億から二億四五千ドルということでございますので、大体この年末の五億三千万ドルに對しまして、あと余裕は二億くらいしかないわけでございます。本年一ぱいでほぼ従来の増資によりますので、通常資金分のほぼ融資承諾が済むのではないか。これは普通の今までのベースで進んでおります。したがいまして、来年度以降の融資承諾をするための金が不足をしてくるということが、今回の増資をお願い申し上げております理由でございます。

○鈴木一弘君 結局そろすると、現金でくるものはかなりの一、二センチージとしては一〇%切ります。したがいまして、この最近の一、二年の実績を見ますと、毎年の融資承諾のベースというのは約二億から二億四五千ドルということでございますので、大体この年末の五億三千万ドルに對しまして、あと余裕は二億くらいしかないわけでございます。本年一ぱいでほぼ従来の増資によりますので、通常資金分のほぼ融資承諾が済むのではないか。これは普通の今までのベースで進んでおります。したがいまして、来年度以降の融資承諾をするための金が不足をしてくるということが、今回の増資をお願い申し上げております理由でございます。

○政府委員(福村光一君) これは具体的にはすでにこの増資の成立を待つまでもなく、各國資本市場の状況に応じましてアジ銀としてはできるだけ有利な条件で起債をしていきたいと努力をいたしているわけでございまして、わが国

○政府委員(福村光一君) こゝの四月に発行になりました、金額で百億円でございますが、表面金利が七・三%でございまして、発行価額一〇〇%でございますから、応募者利回り七・三%、期限は十年でございます。

○鈴木一弘君 そろいろどころから見ると、どうでもこれは先ほどのように、いわゆる融資条件のほうが七・五%、ここで七・三%出せばどうならざるを得ないわけですね。そういう点が考えられます。さつきも質問がありましたが、これから

○政府委員(福村光一君) こゝの四月に発行になりました、金額で百億円でございますが、表面金利が七・三%でございまして、発行価額一〇〇%でございますから、応募者利回り七・三%、期限は十年でございます。

○鈴木一弘君 そろいろどころから見ると、どうでもこれは先ほどのように、いわゆる融資条件のほうが七・五%、ここで七・三%出せばどうならざるを得ないわけですね。そういう点が考えられます。さつきも質問がありましたが、これから

○政府委員(福村光一君) これは具体的にはすでにこの増資の成立を待つまでもなく、各國資本市場の状況に応じましてアジ銀としてはできるだけ有利な条件で起債をしていきたいと努力をいたしているわけでございまして、わが国

○政府委員(福村光一君) こゝの四月に発行になりました、金額で百億円でございますが、表面金利が七・三%でございまして、発行価額一〇〇%でございますから、応募者利回り七・三%、期限は十年でございます。

○政府委員(福村光一君) 実は当初の資金拠出の拠出は大体終わつたわけでございます。した

ということにはいろいろ問題もございますが、やはり負担の公平と申しますか、もう一つは当面ある程度のフォーミュラと申しますか、というものをつくつて、日本としても全体の、各國とのある程度のフォーミュラができれば、それに基づいて要するに支出をしていくというのが国内的にも容易になるということをございまして、

【理事柴田栄君退席、委員長着席】

まあそぞらういうようなフォーミュラができるかどうかということをいま検討している段階でござります。

○錦木一弘君 通常資金のほうですね。通常資金における国別の融資の承諾状況、これを見ますと、まあ非常に、通常資金の場合は中華民国と韓国で約三分の一を突破しているわけです。これは一九七〇年末というのを見てもこれははつきりしています。三億二千九百二十三万ドルの中で、両国合わせて一億三千二百十ドルですか、とうようになつております。そういう点を見て、これは非常に、はつきり申し上げると、低開発国といふよりは、まあ低開発国の中でも産業基盤がある程度そろつた中進国といふに開発途上国の中ではなると思うんですけれども、そういうところに集中してしまつている。まあこれは一つはプロジェクトのできる問題、できない問題とがあることは思いますけれども、それでも、それではちょっとこれは通常業務という通常資金の運用としては感心しないんじゃないかというふうな気がするんですが、その点はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(稻村光一君) 確かに御指摘のように、通常資金の融資、契約ベースでの額五億三千二百万ドルの中で、韓国が一億三千二百、中華民国が約一億ということで、非常に残高としてぬきんでておるということも事実でございますが、これは実は先生も御指摘のように、プロジェクトの開発その他の点で、こういう国がああ发展途上国の中ではいろんな点で進んでおるという点で、アジア銀としての融資をいたします適格なものが非常

に多かったということございまして、これは決して特定の国に片寄らせるというのがアジア銀の方針でないわけございません。むしろアジア銀としての方針は逆でございまして、まんべんなく各國にこの融資を均てんさせたいということが方針であるわけでございますが、ただ現実問題として、足日なお浅い現在、昨年末までにおきましては、結果としてはこういうふうなことになつておりますけれども、これはアジア銀としても今後はこういうことでなしに、このプロジェクトの開発その他の各加盟国につきまして努力をいたしまして、それでアンバランスをなくしていきたいという方針で進んでおります。そのためいろいろと技術援助その他によりまして、プロジェクトの適当なものがなかつた国につきましては、いろいろとプロジェクトの開発についての援助を与えておるといふふに承知いたしております。

○錦木一弘君 ですから、まあこの通常資金によるものは、そのほかタイ国、フィリピンといふように、大体が非常に開発途上国の中では中進国以上に産業基盤のしっかりしておるところ。ところが、特別基金によるところを見ると、今度はネバールとかインドネシアといふものが多くなつておるわけですね。そういう点で私思うのですけれども、いま金融局長の答弁をされたような運用をこれから本気になってやつていくのは、これはけつこうだと思ひますけれども、そうでないと、やはり發展途上国の中でも進んでいるところへは人口当たりでも巨額なものがいつてしまふ、そうでないところは人口当たりでも少なくいつてしまふ、こういうことになりかねない、それは感心できませんといふ点でござります。

○錦木一弘君 私は特に言いたいのは、いまの問題で、結局富めるところへの融資が非常に進んで、富めない、いわゆる貧しいところにはさらにはいかないということになると、アジア開発銀行のおかげでもつてアジアの格差が広がるということ、格差の拡大再生産ということになる、こういふことだけは絶対にないようにしていかなければならぬ。それを埋めるために第二アジア銀が必要であるとか、第三アジア銀が必要だとかいうことになつてくるのですからね。どうせやることならば、はつきりとそういうことのないよう、これも取り組んだいわゆる農業の飛躍という問題、こういうことは一体どういうふうになつたんですか。

○政府委員(稻村光一君) 御指摘のサービスと

おっしゃる意味が必ずしもあれでございますが、ただいま申しましたように、この特別基金の運用が、これが実は加盟国の中の、ことに後進性の強みほどの加盟国にとりまして非常に有利な有効な融資でございますから、この点につきましては、いろいろな特別基金の供与の運営全体につきまして遺憾のないように、これもそのアジア銀の理事会における議論その他のを通じて、わがほうの代表を通じて貢献してまいりたいというふうに思っております。

○錦木一弘君 いま一つここで伺いたいのは、決済機構の問題が出ているということでありますけれども、この点については、何かいわゆる自由化をささえるため決済同盟といふ、こういうものがございますけれども、そういうような感覚のもの、いまそいうふうな話題があるわけですから、その点については何かこちらとしての考え方方はござりますか。

○政府委員(稻村光一君) 御指摘の決済同盟、アジア決済同盟といふ件でございますが、これにつきましては、二、三年來、あるいはもつと前からでございますが、エカフュ等が中心になりましたいろいろと検討をいたしておるわけでございます。

○政府委員(稻村光一君) 御指摘の決済同盟、アジア決済同盟といふ件でございますが、これにつきましては、二、三年來、あるいはもつと前からでございますが、エカフュ等が中心になりましたといふことだけは絶対にないようにしていかなければならぬ。それを埋めるために第二アジア銀が必要であるとか、第三アジア銀が必要だとかいうことになつてくるのですからね。どうせやることならば、はつきりとそういうことのないよう、これとサービスについてさらに制約をいろいろ緩和してほしいということがかなり出でておるようですが、それから特別基金の運用の問題でも、はつきりとサービスについてさらに制約をいろいろ緩和しますけれども、これに対してもわが国としてはどういうふうな感覚を持つておられますか。

○政府委員(稻村光一君)

御指摘のサービスと

ものを持つことの意味いかんといふことは、実は世界全体の国際通貨問題との関係もございまして、現状においてはやはり多角的な通貨機関というものが、むしろそちらのほうに全体として向いているわけでございまして、中南米に小さな少數の国との間での決済同盟があるといふに聞いてはおりますけれども、これはやはりアジア決済同盟といふやうなかつこうのものは、いろいろな各国の方ではないかといふふうにわれわれは存じております。

O鈴木一弘君 それから、時間がだいぶあれば

から、アジア開発銀行が発表をした東南アジア交通調査、その報告書の中に七カ国の國々を見て、

そのうち五カ国が加盟団となっているいわゆる東南アジア諸国連合、ASEANですか、それに加盟していよいよ南ベトナム、ラオスに加盟をするよう勧告をしている。この二国は、その中でどうし

O政府委員(大和田涉君) 加盟を勧告したという

点は承知しておりませんですが、経緯から申し上げますと、ASEAN、これはまず一九六一年に

発足したASA——タイ、フィリピン、当時のマレーシア連邦といふものと、一九六三年に結成されましたマフィリンド——これはマレーシア、イ

ンドネシア、フィリピン、この両方の機関が一つになりまして、地域協力機構ASEANといふものができたわけなんでございます。したがいまして、このASEANにはインドネシア諸国は参加してないといふ歴史的な経緯がございます。

それから、いまの運輸通信調査でござりますが、アジア運輸通信調整委員会に参加しているのは、インドネシア、シンガポール、マラヤ、タ

イ、ペトナム、ラオス及びフィリピンの七カ国でございます。このASEANに加盟する、あるいはこの委員会に加盟するという問題でなくして、こ

考えられるという意味でござります。

○鈴木一弘君 新聞の記事によるわけですかねども、報告では、七カ国のうち五カ国が加盟国となつてゐるASEANこそこの任務を果たすのに

ふさわしいということで、域内協力のいわゆる交

通問題、そういうことを取り上げているわけですね。そういう点でこの二カ国云々ということが出たんだろうと思うんですけれども、わが国としてはの感覺はいかがなんですか。

O政府委員(大和田涉君) 運輸調査そのもので申しますと、この調査がフォローアップについて、ASEANが行なうこと期待するという趣旨の

ことが述べられておりまして、ラオスなどがSEAに入ることを勧告そのものはしていないわけでございます。わが国自身もオブザーバーとしてこれに出席しているわけでございますが、もし

ラオスその他の国が希望し、またそれが受け入れられるということであれば、もちろんわれわれとしても反対する筋合いのものではない、こう考えております。

O鈴木一弘君 アジ銀のことあと聞きたいことが一つあるんですけど、それは、例のウイーンで開かれた総会の席上で、日銀総裁が特恵供与の問題をまた言つてゐるわけですね。そこで、そのときに、できるだけ早期にわが国の特恵供与の実質的改善を行なう、ということを言つてはいるわけであります。その点についてはどうなんですか。改善といふのはこの日銀総裁のことばから、これは話し合いつができた上で私は言つてはいるんだと思うんですが、どういうふうに進めるおつもりですか。

O説明員(植松守雄君) 私は実は、日銀総裁が演説されたということ自体はよく知らなかつたのでござりますけれども、実はあとで調べてみますと、その発言の内容は、ちょうどUNCTAD、

シリヤのサンチャゴで行なわれました国連貿易開発会議で、愛知代表が発言したのと同じ表現になつております。したがいまして、こういう内容その

ものにつきましては、実はUNCTADの会議に参る前に、政府部内でいろいろ協議をいたしました

て、そういう方向で検討を進めたいということは

す。

そこで、いま具体的にどういふ内容であるかと

ことで答弁があつた日別に見ていたものを月別に直

すことか、そういうことでやるということですか。

Dの第一委員会といふところで、この特恵問題を

論議しました。そこで発展途上国からは、ありと

あらゆる要求が出されたわけであります。その

中で、わが国といたしましては、おおむねこれ

は——もちろん国際的には一つのスキームとい

うのがございますので、特恵供与との協議をしな

がら、今後実質的な改善をはかっていこうとい

ことを言つておるわけでございますが、その中

で、わが国として考えておることは、たとえば次

のがございますので、特恵供与との協議をしな

がら、今後実質的な改善をはかっていこうとい

ことを言つておるわけでございますが、その中

で、わが国として考えておることは、たとえば次

ますから、それなりの改善は、わが国でやれる

ものはやつておるわけであります。との問題

は、全體の各國との話し合いの上でやつていくか

どうかといふことにつきましては、これは国際的

なスキームでござりますから、そういう話し合い

の場を持ってお互いに統一的な方向で進んでいく

ということは、これ必要でございます。しかし、

完全に各國のスキームは同じものではございません。

たとえばアメリカのようにもまだ実施してない

ところもあるというような状況でございます

から、すべてその話し合いがつかなければ日本がや

らないということでもございませんし、その辺は

なお今後各省と集まって詰めていきたいといふ

ことは、これ必要でございます。

しかし、その結果だけしかないという産品もございま

す。そこでいまのよろんなことで、それを画一的にや

わげでございます。ところが、産品によりまして

は、その国だけしかないという産品もございま

す。そこまでいまでのよろんなことで、それを画一的にや

わげでございます。

そこで結論的には、UNCTADに今度特恵特

別委員会といふ常設の機関を置くことになりました

て、それがことしあるいは来年にはそれを開いて

いろいろ特恵の諸問題、そのスキームの改善の問

題を各国集まって論議しようということになつて

おりました、そこできらりと具体的な話を煮詰めて

いました。こういうふうに考えております。

O鈴木一弘君 そうするとおしゃれたりは、前回こ

とで答弁があつた日別に見ていたものを月別に直

すことか、そういうことでやるということですか。

D会議、このときにはつきりとわが国の代表がア

ンタイドといふことを出しました、ひもつき廃止

を。これはどうしてもやはり、国会の答弁でもそ

れについては法案を出したいといふことを予算委

員会で言つておつたわけであります。輸銀とそれ

ら協力基金と兩方があるわけであります。それ

が今度の国会ではどうも間に合わないだらうといふ話。どうして大蔵省としては単独で輸銀法だけでも先に提出ということはできなかつたのかといふことなんですね、その点はどうなんでしょうか。あれ大蔵省の管轄なんですか、そうでしょう輸銀のほうは。

○政府委員(福村光一君) 御指摘の点は、経済調整に関するいわゆる緊急立法の内容のことであると存じますが、アンタゴン、いわゆるひもつき援助の廃止につきましては、輸銀とそれから協力基金と双方に關係がござります。われわれいたしましては、援助のやり方としてひもつきの廃止をしてまいりたいという方針に変わりはございません。それに対しましては、輸銀法とそれから経済協力基金法の双方の手直しが必要でございます。協力基金法につきましては、プロジェクト援助については、現行法におきましてもひもつきでない資金協力ができるわけでございますが、商品援助につきましては、ひもつきでないといけないということになつておりますので、その点の改正が要るわけでございます。で、全体を一緒にしないで個々にしたらどうだという御指摘でございますが、これは政府といたしましていろいろ検討いたしました結果、いわゆる七項目の実施のために必要とする立法措置といふことで、一括をして御提出をするということにきましたわけでござります。

○鈴木一弘君 これは私は、政務次官非常におかしいと思うんですよ。私は円対策の七項目の問題じゃないと思うんですよ。あれはUNCTADの第三回の総会に行く前から、どうしてもひもつきはやめなくちゃならないということははつきりしているわけです。非常におくれたじゃないですか。そして円対策の七項目と一緒にやろうということになつてくると、これはもう今度の国会では見込みがないということになるわけですよ、これは。だからそういう点では一体本氣になつてあるのサンチアゴの会議でもって日本としてああいうような愛知代表の演説をしてすごい好評を得たよ

うな、開発途上国の国々に対する日本の積極的な態度、そういうものが、これは戻つてきたとかでも先に出ますといふことはできなかつたのかといふことなんですね、その点はどうなんでしょうか。あれ大蔵省の管轄なんですか、そうでしょう輸銀のほうは。

○政府委員(船田謙君) 基金法あるいは海外経済協力基金の、例のアンタゴンの問題につきましては、例の対外経済特別措置をいたしますときにあります。そこでこれを実行してまいりたい、ということが意思として先に立つておりましたので、各個ばらばらにやるよりも、全部を総合してやっていかなければならぬ、という考え方からああいうまとめ方をいたしたわけでございまして、決してリマ憲章あるいはチリにおけるUNCTADの総会における日本代表の発言をほかむりをしようといふようなものではないでございます。なお、UNCTADでの日本代表の発言は、日本は単独でも行なうことを探討する用意があるという表現になつておるそぞでござります。なおそのほかに、たとえば輸入に關しまして、いわば非関税障壁的な部分と思われるような国内の物品税の問題であるとか、あるいは一般に日本の金利が高いためにホットマネーをはじめといたしまして、それがさらにいろいろな面での海外への、特に開発途上国への融資の金利の下さざえになつてしまつておるといふような点を改めなきやならないとか、いろいろ総合的にやっていかなきやならない、その一環の中につれていたいと思います。

うな、開発途上国の国々に対する日本の積極的な態度、そういうものが、これは戻つてきたとかでも先に出ますといふことはできなかつたのかといふことなんですね、その点はどうなんでしょうか。あれ大蔵省の管轄なんですか、そうでしょう輸銀のほうは。

○政府委員(船田謙君) 基金法あるいは海外経済協力基金の、例のアンタゴンの問題につきましては、例の対外経済特別措置をいたしますときにあります。そこでこれを実行してまいりたい、ということが意思として先に立つておりましたので、各個ばらばらにやるよりも、全部を総合してやっていかなければならぬ、という考え方からああいうまとめ方をいたしたわけでございまして、決してリマ憲章あるいはチリにおけるUNCTADの総会における日本代表の発言をほかむりをしようといふようなものではないでございます。なお、UNCTADでの日本代表の発言は、日本は単独でも行なうことを探討する用意があるという表現になつておるそぞでござります。なおそのほかに、たとえば輸入に關しまして、いわば非関税障壁的な部分と思われるような国内の物品税の問題であるとか、あるいは一般に日本の金利が高いためにホットマネーをはじめといたしまして、それがさらにいろいろな面での海外への、特に開発途上国への融資の金利の下さざえになつてしまつておるといふような点を改めなきやならないとか、いろいろ総合的にやっていかなきやならない、その一環の中につれていたいと思います。

○鈴木一弘君 これでアジ銀のほうは終わります。

○鈴木一弘君 これは、水府たばことか、薩摩たばこといえれば、日本の代表的なたばこですがね。

それは、ほつきり申し上げて、パイプたばことか、あるいは紙巻きたばこに比べれば、刻みといふことなんですか。それは一つだけでも相手に対しての誠意はあると思ふんですよ。各國に対しての。それがなく

なつてしまつて、これが。どこかそういうところ一本筋が抜けているような気がしてしかたがないんですけれども、そういう点は一体どうお考

えですか。そんなものの政治責任の問題ですよ、これは。わざわざ日本の国の名譽を傷つけるようなことを政府みずからなきらぬでもよろしいです。そこで非常な不満が出ているわけです。そういうなつてしまつてしまつて、これが。どこかそういうところ一本筋が抜けているような気がしてしかたがないんですけれども、昔あった在来種もすれど思ふんです。各國に対しての。それがなく

なつてしまつてしまつて、これが。どこかそういうところ一本筋が抜けているような気がしてしかたがないんですけれども、昔あった在来種もすれど思ふんです。各國に対しての。それがなく

慮した上で、やはり1%の目標は堅持してまいりたいといふうに存じております。それから、ODAの、いわゆる政府開発援助のほうでございますが、これは、御指摘のよろしく、○・二三%程度でございまして、D A C 平均が〇・三四%くらいであろうかと存じます。それに対してもだいぶまだ目標達成がむずかしい面がある、国际的にいろいろわれておりまする〇・七九という目標についても、なるかに及ばないと云うことです。それでこのままでは、やはり1%の目標についても、なるかに及ばないと云うことです。それから、ODAの、いわゆる政府開発援助のほうでございますが、これは直接に財政資金に關係をいたしまりりますので、なかなか実際問題としてこれを早急に引き上げていくなどとはむずかしい事情にございますが、われわれのほうといたしましては、少なくとも当面D A C 平均ぐらいいまでにはなるべく早く到達したいということで毎年努力を続けてまいりたいと存じます。

○多田省吾君 われわれもやはり発展途上国援助は実質的に低利、長期、しかも政治つきではない、ひもつきではない、そして発展途上国の国民福祉に寄与するような、喜ばれるような開発援助をすべきだということはいつも言つてゐるわけですが、けれども、政府はその線に沿つていくべきであると思ひますと、その点どうか。

それからもう一つは、〇・二三%を〇・七九に近づけていくということをごぞいますけれども、當面、去年はどうだったのか、またことしの目標はございませんでしょうか。

○政府委員(稻村光一君) 政府開発援助の対G N P を毎年上げるように努力をしてまいりたいといふことは、先ほど申し上げましたとおりでござります。具体的に七〇年が〇・二三%であったそれが昨年どのくらいになつてゐるかと申しますと、大体、最近までの計算の結果では、どうもあまり〦・二三%をそろ大きく改善を見るところまでは至つておらないようでございまして、ほぼ横ばいぐらいの程度であるとかと存じます

が、本年につきましては、まだ試算その他全然特別な数字的な計画はないわけでございますが、これも、昨年から非常に個々の借款の供与その他に関しまして、いろいろと政府といたしましても努力をいたしておりますので、そういうものが一一まいのは約束額によらないで実際の使われた額に由るわけでございますので、具体的にいわゆるディスペースと申しますか、支出額がどのくらいになつていくかということは、なかなか予測が困難でございますが、われわれのほうといたしましては、ひとつそういう意味でこのG N P に対する政府開発援助の比率引き上げてまいりたいといふことでやつております。ただ、具体的にたゞいま申し上げましたように、ことしが幾ら、来年が幾らという計算的な計画を持つてゐるわけですが

○多田省吾君 それから次に、いま鈴木委員、また先ほど戸田委員からアジ銀における中国の代表権問題、または中国のいわゆる参加問題について質疑がありまして、外務省当局から御答弁があまりましたけれども、どうもわれわれには納得いかないわけですね。この前の四月下旬のウイーンにおけるアジ銀総会で、この中華人民共和国の参加の問題、代表権問題は全然話にのぼらなかつたのかどうか、それをまずおつやつてください。

○政府委員(稻村光一君) この四月のアジ銀総会の際に、いわゆる中華人民共和国の代表権問題が何か話題に出たかと申しますと、これは全く出なかつたようでございます。

○多田省吾君 それでは、アジ銀総会の前に渡辺アジ銀総裁が、それに對して、いわゆる資金協力と、それからオブザーバーとして参加するように要請したという記事がありますけれども、また終わったあと記者会見で、同じく渡辺アジ銀総裁が、いわゆるバングラデシニにつきまして、國連

に報道されておりますけれども、アジ銀総会ではソ連の問題、バングラデシニの問題は話にのぼらなかつたのか、またそれに対するわが国的基本的態度はどろなのか、いかがですか。

○政府委員(大和田涉君) 先般のアジ銀のウヰンにおける総会においては、ソ連あるいはバンダラデシニの加盟といふ問題はやはり話題にはのぼらませんでした。ただ御指摘のように、渡辺総裁がやはりソ連が加入したほうがいいだろうといふ御意向を持っている、資金の面あるいは技術の面でソ連が加盟するということは、アジ銀の活動の将来にとってプラスになるという考え方を示しておられますとともに承知しております。日本といたしましては、その考え方には決して反対ではないわけ

でございます。ただ現在においては、ソ連側はまだ加盟するという意思表示をしておりません。ただ般行なわれましたアジ銀総会の前に、エカ

フェ総会がバンコクで行なされましたが、その際にソ連側は、いわゆるアジ銀の特別基金について技術協力という面でこれに協力することを検討するというような趣旨の発言をしたということが言われております。

○多田省吾君 そのように渡辺アジ銀総裁は、ソ連とかバンガラデシニに対してもいろいろな働きかけをしておられるようですが、われわれが一番重大なことだと考えておる中華人民共和国のアジ銀参加につきましては、先ほどからの御答弁のように、この問題を提示する意思は日本には全然ないと、こういう御答弁でございます

し、また事実、昨年の十月、中國の代表権者として中華人民共和国が正式に復帰しまして、まあ台湾は追放されたわけです。また、それからのいろいろな国連機関においても、わが國のとつた態度は、ほとんどの國が中國復帰または台灣追放に賛成しているのに、わが國は、反対こそしませんけれども、ほとんどまあ棄權という態度をとどめております。

○政府委員(大和田涉君) まあ中華人民共和国政府が参加の意思を表明するとか、アジ銀の日本以外の第三国がそういう案を出すと、そういう事態を予想しての御質問と了解いたしますが、日本といたしまして、まあこの時点で、かりに日中國交正常化というものが実現してゐるという事態を考えても、日本だけでやはり行動するわけにもいかない。行動を起こす前には、その時点におけるアジ銀のほかの加盟諸国がどういう態度を示すか、あるいはどういう考え方を示すかといふことを踏まえた上で、その際日本の態度を最終的にき

なお、御参考までにつけ加えますが、先般サンチアゴで行なわれましたUNC/TADの第三回の会合で、中国の代表、中華人民共和国でございましたが、は、いわゆる加重投票制、これは世銀あるいはアジ銀がとつておりますが、そういう制度を持つておる機関には参加する意向はないということを表明しております。御参考までにつけ加えておきます。

〔委員長退席、理事柴田栄君着席〕

○多田省吾君 次に私は、このアジ銀の今度の法案で、増資を行なうが、各国の従来の出資率によって定められておるけれども、もしその出資率による引き受けができない加盟国が出た場合にはどうなるのか、この点をまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(稻村光一君) 今回の増資割り当て案に対しまして、それを引き受けない、あるいは引き受けられないという国が出来ます場合は、それだけ全体の増資が減るということです。

○多田省吾君 次に、アジ開銀が、各國の資本市場において開銀債を発行して起債活動を行なっておりますけれども、その内容と現況、今後起債活動の予想見通しとしてはどうなのか。これはいかがですか。

○政府委員(稻村光一君) ただいままでにアジ銀がアジ銀債を発行いたしました状況を申しますと、最初が西独でございまして、四十四年の九月に発行されましたが、その後オーストリアが四十五年の四月に、金額はわずかでございましたけれども、発行いたしまして、それから四十五年の十二月にわが国が第一回のアジ銀債を六十億円発行しております。その後わが国は、今年の四月の分を含めまして二本、したがいまして合計三本出ております。それから、あと、米国、イスラエル、さらにオーストリアといふようなところで出ております。

○多田省吾君 ですから、今後の起債活動の予想としてはいかがですか。

○政府委員(稻村光一君) 今後につきましては、

アジ銀をいたしまして、各國の資本市場で有利に出せる機会をいろいろと検討しておりますと、出せるところからしていくくという方針でやつておると言つております。わが国につきましては、この次のアジ銀債をいつ出せるかという点につきましては、先ほども御質問申し上げましたが、日本では、先ほども御質問申し上げましたが、日本での債券市場の状況が一つの大きな要素になると思いますが、その他アジ銀以外でも、たとえば世銀でござりますとか、あるいは豪州政府、あるいはその他の発行希望のところが多いわけでございまして、そういうものとの関連で、次回のアジ銀債をいつにするかという点につきましては、現在のところ別にきまっておりませんけれども、われわれといたしましては、日本の債券市場が許限りこのアジ銀債の発行を実現してまいりたいというふうに存じております。

○多田省吾君 次にお尋ねしたいのは、四月下旬ウイーンで開かれた第五回アジ銀総会において、日本を代表して佐々木日銀總裁が、そしてまた渡辺銀総裁も演説して、通常資金の起債には今後とも一そく協力する、また、特別基金の拡充計画として三分の一は今後日本が負担すると演説しておりますけれども、その後、三分の一といふのはどれくらいの額になるのか、また、その推移がどうなつておるのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(稻村光一君) この特別基金に関しましては、先ほども申し上げましたように、アジ銀とシニアへの抜群の融資理由は何であるか、御説明いただきたい。

○政府委員(稻村光一君) 融資がまんべんなく加盟店に均てんするようなどいう点につきましては、先ほども申し上げましたように、アジ銀としてはそういう方針で進んでおるわけでござります。特にこの特別基金につきましては、当然発展段階の低いほうの国に重点が置かれていくとすることは当然でございますが、インドネシアについては、先ほども申し上げましたように、アジ銀とシニアとの間で、そのうちのおもなものを申し上げますと、肥料工場の拡張といふのに千ドル、ゴム、油ヤシ栽培施設開発等に七百四十ドルぐらい、それからダムとかんがいございますが、センボルダムというダムの関係が九百二十万ドル、発電施設、送配電施設等が七百十万美元であります。そういうことの前提のもとに、わが国といたしましては、全体の三分の一くらいは負担する用意があるということを、前回のウイーンの総会のときに、わがほうの総務代理である佐々木日銀總裁から発言をされたわけですが、そこまでございます。

○多田省吾君 ですから、インドネシアにだけどうしてそのような四四・六%に達するような特別基金の融資が行なわれているか、その理由ですね。

まして、理事会においてどういふうぶうにフォーミュラをつくっていくかという点についていろいろ議論をしておるわけでございますが、まだその点につきましては、なかなか結論的なところには至っておらない、まあ検討を鋭意始めておるという段階と承知しております。

○多田省吾君 次に、いわゆる長期低利の特別基金について、大蔵省当局の資料によりますと、インドネシアが非常にしば抜けた融資を受けており、件数としても、総数二十八件中九件、金額にして一億七百万ドルの総額の中で、四千七百八十万ドルで、全体の四四・六%を占めている。このような融資のアンバランスといふものは、加盟国にできるだけ均等に均てんして融資せざるといふこの協定の趣旨から見ますと、ちょっと逸脱しているよりも思ひますけれども、このインドネシアへの抜群の融資理由は何であるか、御説明いただきたい。

○政府委員(稻村光一君) 融資がまんべんなく加盟店に均てんするようなどいう点につきましては、先ほども申し上げましたように、アジ銀とシニアへの抜群の融資理由は何であるか、御説明いただきたい。

○政府委員(稻村光一君) この特別基金に関しましては、先ほども申し上げましたように、アジ銀としてはそういう方針でやつておるところでござります。

〔理事柴田栄君退席、委員長着席〕

○多田省吾君 次に、関連しまして、これは衆議院でも問題になつておりましたけれども、いわゆるインドネシアに対する佐藤・スハルト会談の借款問題ですね。政府で二億ドル、すなはち六百二十億円の借款供与を、民間ベースで一億ドルの原油代金の前払い融資、合わせて三億ドルの融資ということでござりますけれども、まあスカルノ債務のたな上げという問題もございまして、なぜ政権末期といわれる佐藤内閣が前代未聞の借款供与をしなければならないか。もちろんこういった問題は大臣に直接お尋ねすればいいわけですがれども、一応聞いておきます。

それからもう一つは、この佐藤・スハルト借款といふものが、年利3%ですか、七年据え置きの条件で、今後十年間で五千八百万キロリットルの低硫黄石油を日本に供給することが条件だと、これはインドネシアから日本に対する御恩返しだと

いうようなことも外務大臣は答弁しておるようでありますけれども、ちょっとわれわれ納得がいきません。具体的な開発計画なんかあるのかどうか。で、この長期の債務でありますけれども、インドネシアの現状から推して、この債務を十分償還できる国内体制があるのかどうか、また石油油田の掘り当ても、三十本に一本という確率で、非常に危険負担の大きい事業でありますけれども、二億ドルもの政府借款を与えて国民的利益につながるのかどうかですね、むしろこういう危険負担の大きい仕事をやるならば、わが国の大陸だな開発投資に向けたはうがはるかに国民的利益であるという声も非常に強いわけですね。こういったことをあわせて、ひとつ御答弁願いたいと思います。

○政府委員(大和田涉君) このたび大筋がきまりました。

二十億円以内の政府の借款というものは、はた

しまして、先般スハルト大統領が日本を訪問されま

て日本の國益につながるんであらうかという点を

御質問になつたように記憶しておりますが、いま

申し上げましたような縦縛から申し上げまして

も、二億ドルもの政府借款を与えて国民的利益に

も、また世界的に低硫黄の石油の需要が非常に多

いという点から申しましても、日本として五千八

百万キロリットルの石油が、今後十年にわたって

確実に供給されるという点、これは國益に直接つ

なる問題だと思います。また間接的な問題とい

たしまして、アジアの友邦としてのインドネシア、それが非常に資金に困っている、しかも、そ

の資金は主として石油の開発に向けられるとい

うことでありますれば、先方の需要を日本の資金供

与によって満たしてやるという意味で、やはり間

接的でございますが、日本の國益につながる問題

であるというふうにわれわれは考えております。

なお、先ほど油田の開発にはかなり危険性を伴

うといふお話をございました。

大統領・総理大臣の共同声明にござりますように、主としてそれは石

油の開発に向けられるものでございまして、その

すけれども、しかば六百二十億円以内の金、こ

の金でどういうプロジェクトが選ばれるかという

点は、これらの話し合いできまるわけでござい

ます。先方が出してまいります資料、プロジェクト

の案というものにつきまして、われわれは調査するという段階を経まして、両方が満足するブ

ロジェクトを選ぶというような段取りを将来考

査員を派遣して、その実現可能性といふものを調

査することによって何らの効果を生まない、

ことのためには、インドネシアの持つている資源

なり変わつてきていると、われわれは認識してお

りますが、経済体質をもつといふものにしたい、

体質を改善したい、あるいは力を備えたい、その

ことのためには、印度ネシアの持つている資源

の中でも最も大きいものの一つであるこの石油、こ

れを開発するといふことがぜひ必要である、しか

も、そのためには多額の資金が必要、これはイン

ドネシア側の国内的な必要性でございますが、そ

うものが合致して、このたび大筋において話がま

以上でござります。

○多田省吾君 アジ銀問題では最後になりますけ

れども、一九七一年末のアジ銀の融資残高を見ま

すと、五億三千二百万ドルの中で、台湾が一億下

ル、韓国が一億三千二百七十万ドルとなつております

まして、融資ワクの四割以上がこの二つの国に集

中しております、その他の域内の發展途上國の

加盟二十二ヵ国が残りを分け合つてゐるという状

況でありますですが、こういった国に片寄るといふことは、アジ銀の基本的な運用において誤りがある

ことではないかと、このように思いますけれども、これはいかがでござりますか。

○政府委員(稻村光一君) 通常資金につきまし

て、御指摘のように七一年末現在の契約ベースの

融資実績は御指摘のとおりでございまして、韓

国、台湾といふところに金額的に非常に多くなつ

ておるということは事実でござります。これは先ほ

ど特別基金について申しましたと同じように、や

はりアジ銀として融資に、通常資金の融資に適す

るようなプロジェクトがほかの国にはなかなか金

額的に多くなるようなどなかつたということで

ございまして、むろんこういうふうに特定の国に

片寄るということが、アジ銀の基本的な方針でな

いことは、まさに協定にもござりますとおりでど

こざいまして、まさにに融資が加盟国に均てん

できるようになりうのがアジ銀の方針であります

が、たまたま足後この融資活動が盛んになり

ましてから、まだ二、三年でございまして、そ

ういふふうにいつのまにか、融資が加盟国に均てん

できるようになりますと、どうぞお聞かせください。

○政府委員(稻村光一君) お尋ねの件は、アジ銀

の今後の融資方針として、単に経済的なものだけ

でなくて、もつと社会福祉と申しますか、あるいは

教育といふよろざるものにも広げていくべきでは

ないかということだらうと存じますが、この点に

つきましては、確かに御指摘のように、アジ銀の

目的が経済開発ということになつておりますため

に、協定上の問題としてもそれが主になつていく

といふふうに、まことに実事であります。同時に、経済開

発といふ意味を狭く解しておるわけではないわけ

でございまして、たとえば教育につきまして、

ついでに、アシダの社会福祉の向上と

これは毎年の総会におきまして、アジ銀總裁も常

に明らかにしておるわけでござりますが、やはり

経済基盤の育成と申しますか、あるいは経済開発

のための基盤の育成、あるいは社会福祉の向上と

いうよろざの面で、そういうものはやはり直接関連

に意味があるわけでござりますので、そういうも

のも極力ふやしていきたいという方針をとつてい

るわけでござります。ただ、純粹な福祉だけ、あ

るいは民生安定だけといふ問題になりますと、こ

れはやはりアジ銀の協定上の問題が出てくるかと

存じますが、たとえば災害が起つたときの食糧

援助でありますとか、まあそういうものは、やは

りちよつと協定からいたしましても、アジ銀とし

て日本で、これからいわゆる問題を具体的に詰

めしていくといふふうに考えております。その点は

【委員長退席、理事嶋崎均君着席】

○多田省吾君 最初に質問したように、GNPの

一%の発展途上國に対する援助をしたいというわ

が國の方針がありますけれども、特にいまは民間

ベースで進んでいるわけです。非常にエコノミックアーマーとして多額の援助にもかかわらず、い

ま非常に評判が悪い。援助じゃなくて、ひもつき

援助であるために、ただ日本の財界を肥やすだけでは

じやないかといふ批判がかなりあるわけです。し

かも、それらの国々に喜ばれていない、国民に喜

ばれていない。ですから、私はこのアジ銀開銀の

づくりの人材育成のために一そく有効に働くなければ

なくて、アジ銀諸國の、特に發展途上國の国民の

福祉向上とか、あるいは教育投資とか、将来の國

融資といふものを、單に經濟援助といふだけでは

つかない。だからこそ、アシダの開銀の運営が

とても重要な意義があるわけですね。これが、アシダの開銀の運営がとても重要な意義があるわけですね。

ではやりにくいという面がございますので、そういう面はやはり各國ともバイラテラルな援助といふことに、あるいは他の機関の援助ということにいたるに至ります。

○多田省吾君 次に、たばこ耕作組合法についてお尋ねします。

先ほどの質疑でも言われましたけれども、今回法律改正の一一番大きな要因といふものは、たばこ耕作人員の著しい減少によるために組合の運営が困難になつたと、かつ組合から強い法改正の要請があつたと、こういうことでございましたけれども、そのように解散してよろしいのかどうか。

○説明員(北島武雄君) 大体の趣旨はそのとおりでござります。

○多田省吾君 組合法制定當時と比較して、耕作人員が非常に減少していると言われます。なるほど、資料によつても、昭和三十四年の三十五万余から四十六年には十七万余と、まあ半分になつてゐるようでござりますけれども。

〔理事 島崎均君退席、委員長着席〕

途中、昭和三十九年、四十年、四十一年ころまではまだ三十万台を維持しておりますが、しかも、耕作面積を見ますと、三十四年は六万約二千ヘクタールですか、だつたのが、四十一年には最大八万七千ヘクタールと非常に増加しております。これら山型になつておりますて、当初と変わつてないどころか、少しあえてる傾向もあります。こういう山型になつてゐるといふんですね。それからその後、またさらには先ほどからの御説明によつても、一般農業と同じように、産業構造の変化によつて耕作人員の減少は避けられないだろう。耕作人員のほうは漸減しております。特に漸減といいましても、最近の漸減が多いといふことでござります。

○説明員(佐々木幸雄君) 御指摘のように、ちょうど耕作組合ができましてから今までの過程で耕作人員のほうは漸減しております。特に漸減といいましても、最近の漸減が多いといふことでござります。

いまして、そういう経過でございますが、面積の生産を増強する、こういう計画で進みましたので、そういう結果でござります。最近になりまして、たいへん、先ほどからいろいろ申し上げておられますように、都市近郊あるいは工業地域の耕作維持がむずかしい、こういう状況になつております。最近の情勢では、たばこ耕作をやめられる方が非常に多くございますが、そのやめられる方の面積の約半分くらいは、残られた耕作者の方が規模拡大をしながら進んでいます。こういう状況でござります。

○多田省吾君 私は耕作人員が非常に減少する理由の一つに、やはり先ほども質問ありましたよう

に、米等の政府買い上げの生産物よりも安くて魅

力がだんだんなくなつていて、こういうことが

当然考へられるのじやないか、たばこ専売法で

は、たばこ耕作並びに耕作者に対していろいろな

許認可とか、制限とか、収穫義務とか、いろいろな処置、査定、法的に非常にきびしく規定して義務づけしておりますけれども、そのわりあいに、

耕作者の方々は、生産費とか、労働費から換算し

て、非常に割りの合わない姿になつてゐるわけ

でござりますが、非常に人員が減少する大きな原

因になつてゐるのじやないか、ですから、そういう

一面から考へると、収納価格をもう少し引き上げ

る必要があるのじやないかと思われますけれども、この点はいかがですか。

○説明員(佐々木幸雄君) 葉たばこの価格につき

まして、もちろん、基本的には国内の葉たばこの生産

の需給を見通すよろ、そういう価格である必要

があるということ、それから生産費を補償す

る、こういう概念のもとに現在の一つの価格の算

定方式がきまつております。ただ葉たばこの価格

が適当かどうかといふ問題を他作物と比べてみま

すと、米の場合、先ほどからお答えしております

ように、都市労賃をとつてゐるといふ違ひがござ

いまして、たとえば昭和四十五年度の農林省のほうは途中四十一年、二年ころまで相当な増加をしておりますこと自体、たいへん国内の原料の需要がふえるというような見通しのもとに積極的に生産を増強する、こういう計画で進みましたので、そういう結果でござります。最近になりまして、たいへん、先ほどからいろいろ申し上げておりますように、都市近郊あるいは工業地域の耕作維持がむずかしい、こういう状況になつております。最近の情勢では、たばこ耕作をやめられる方が非常に多くございますが、そのやめられる方の面積の約半分くらいは、残られた耕作者の方が規模拡大をしながら進んでいます。こういう状況でござります。

○多田省吾君 私は耕作人員が非常に減少する理由の一つに、やはり先ほども質問ありましたよう

に、米等の政府買い上げの生産物よりも安くて魅

力がだんだんなくなつていて、こういうことが

当然考へられるのじやないか、たばこ専売法で

は、たばこ耕作並びに耕作者に対していろいろな

許認可とか、制限とか、収穫義務とか、いろいろな処置、査定、法的に非常にきびしく規定して義務づけしておりますけれども、そのわりあいに、

耕作者の方々は、生産費とか、労働費から換算し

て、非常に割りの合わない姿になつてゐるわけ

でござりますが、非常に人员が減少する大きな原

因になつてゐるのじやないか、ですから、そういう

一面から考へると、収納価格をもう少し引き上げ

る必要があるのじやないかと思われますけれども、この点はいかがですか。

○説明員(佐々木幸雄君) 葉たばこの価格につき

まして、もちろん、基本的には国内の葉たばこの生産

の需給を見通すよろ、そういう価格である必要

があるということ、それから生産費を補償す

る、こういう概念のもとに現在の一つの価格の算

定方式がきまつております。ただ葉たばこの価格

が適当かどうかといふ問題を他作物と比べてみま

すと、米の場合、先ほどからお答えしております

ように、都市労賃をとつてゐるといふ違ひがござ

いまして、たとえば昭和四十五年度の農林省のほうは途中四十一年、二年ころまで相当な増加をしておりますこと自体、たいへん国内の原料の需

要がふえるというような見通しのもとに積極的に

生産を増強する、こういう計画で進みましたので、そういう結果でござります。最近になりまして、たばこの場合約千五百円ぐらいでござります。

○説明員(高村健一郎君) 労働報酬が五百円から六百円前後、こういうことに

なります。したがいまして、比較しますと、たと

えば大麦、小麦あたりにつきましては大体一日労働報酬が五百円から六百円前後、こういうことに

なっております。したがいまして、比較しますと作物によってたばこが必ずしも安い、こういうように

は言えないととも思ひます。大体たばこに比べま

して特定のものは高いものもございますし、安い

ものもございます。大体平均してそうおかしくな

いところではないか、こういうように考えており

ます。

また、たばこについての非常な特色と申しますのは、ほかの作物と比べまして、たとえばある特

定の作物が非常にいいという产地あたりからの声

がございますが、たばこはそういう投機的な意味はございませんけれども、安定しておるといふことは、これは大きな特徴になつてゐるだらう、

こういうぐあいに考えております。

○多田省吾君 まあ、葉たばこの政府買い上げ価

格といふものは、品種とか等級によって格差があ

ります。最終的には公社のたばこ審議会が決定し

ております。わけでござりますけれども、結局、国内産

のたばこの葉の国際比較を見ますと、非常に割り

高になつてゐるといふことが、やはり収納価格を

引き上げられない原因になつてゐるのではないか

と思ひますけれども、どの程度の割り高になつて

いるのか。

それから、最近の葉たばこの輸入量といふもの

が、昭和三十五年ころに比べますと四倍以上にふ

ります。ただ葉たばこの価格

が適当かどうかといふ問題を他作物と比べてみま

すと、今後もふやす見通しなのか、またその理由は

それから反対に今度は国産製品の輸出の状況はどうなつてゐるのか。この三点をお伺いしたいと思います。

○説明員(高村健一郎君) 輸入しております葉た

は、国産葉たばこでは果たすことのできない性質を持つておる葉たばこということで主として

買つておりますので、厳密な意味での価格比較が、米の場合は二千五百円ぐらいのようでござ

ります。ただ、これは米の場合と比べてそうでござ

ります。ただ、これを麦類なんかと比べますと、たと

えばアメリカの葉色種と、日本の比較的品質のいい

黄色種といふものを比べてみますと、四十六年の

農家の生産者価格で比較いたしました場合に、日本

の葉色種がキロ当たり六百四十一円、これに対

してアメリカのものは五百二十四円、この程度の

開きでござります。もう一つのおもな輸入葉でござ

りますが、これと在来種と比べますと、これは生産

者価格ではございませんで、公社が日本に持つて

まいりました価格で比較した場合に、八割程度ト

ルコ葉のほうが安いと申しますが、トルコ葉に比

べて日本の在来種は八割くらい高い。冒頭申し上

げましたように、たいへん価格比較はむずかしい

わけでござりますけれども、いずれにいたしまし

て、国産葉が割り高であるという点は変わりな

いと思ひます。

いまも申し上げましたように、輸入の方針とい

たしまして、価格の面よりも、主としてシガレットをつくりますのに必要な、しかも、日本産葉で

はまかなえない性質の葉っぱといふことに主眼を

置いて購入をいたしておりますが、御案内のように最近はだんだんと緩和なシガレットが好まれる

傾向にござります。と同時に、シガレット消費の

水準も逐次上がってまいつております。それに必

要な葉っぱを調達いたしまず観点から、徐々に輸

入葉が増大いたしております。現在は輸入原料の二

割程度は輸入に依存いたしておりますが、少しずつ将来輸入が増加していくといふ見通しを持つて

おります。もちろん国産葉も、品質改善あるいはコスト引き下げ等によってできるだけ使用的範囲を拡大していくよう私どもとしては検討を進めております。

輸出入の数量でございますが、そういうふうなことで、四十五年度の数量が三万八千トンに対しまして、四十六年度は四万九千トン、これは年によつて多少在庫の増減がござりますので、消費数量がこれだけふえたということではございませんけれども、大体現在のレベルといたしましては四万トンから五万トンぐらいの輸入になつております。それに対して輸出は割り高であるけれども、残念ながらそれほど大きな数ではございませんで、四十六年度が約五千トン、その前の年が七千トン、少しずつ減つてしまつております。

そういう状況でございます。

○多田省吾君 製品のほうですね、製造たばこのほうの輸入と輸出の割合はどうなつてありますか。

○説明員(高村健一郎君) 輸入をいたしております製品は、シガレットのほかパイプシガーがございますが、その大宗はシガレットでございます。四十六年度の輸入本数は大きづばにいまして約十億本という数字になつております。それから輸出のほうは四十六年度の数字が七億本弱になつております。その前の四十五年度は六億本ちょっとと。少しずつではありますがあえておりますが、その大半は、航空機の国際線あるいは外航船舶に対する供給といつたような形でふえておりまして、普通の考え方で言います輸出、第三國にシガレットの形あるいはシガーハーの形で輸出をする数量はいまのところたいへんまだ成績をあげておりません。徐々に拡大すべく努力中でございます。

○多田省吾君 通貨調整に伴いまして外国輸入たばこの値下げが行なわれたはずでありますけれども、小売り価格でどの程度安くなつたんだですか。

○説明員(高村健一郎君) 先般五月一日に値下げをいたしまして、公社が仕入れます価格は、直接は一定程度輸入価格としては安くなつております

ですが、御承知のようにそれに諸チャージ及び専売益金を付加いたしまして小売り価格をきめております。そういう観点で、大蔵省あるいは企画庁等ともお打ち合わせをいたしました結果、総平均といたしましては四%から五%の間くらいの引き下げになつております。代表的な銘柄は、二十本包装一個当たり百八十円のものを百七十円に引き下げる。これ自体は五%強になつておりますが、総平均としては四%台の引き下げになつております。

○多田省吾君 これは通貨調整のあれもあるし、一六・八八%ですか。ちょっと四%、五%じゃ引き下げ率が少ないよう思ひますけれども、百八十円から百七十九円ですか、もう少しこれは安くできないんですか。

○説明員(高村健一郎君) いま申し上げましたように、公社が購入いたしますコストは、一五%程度安くなつたわけでございますけれども、コストに付加いたします専賣益金、何といいましてもこのウエートが大きゅござりますので、それを仕入れ価格にスライドして減らしてまいりたいとも思ひます。何割かダウンしておわけにもまいらぬのでござりますので、最終小売価格としては引き下げ額がそういうふうになつたわけでございます。引き下げの絶対額は、たとえば二十本当たり十四円下げたといたしますと、公社の仕入れ価格では六円程度しか下がつておりますので、専賣益金が四円程度改定によつて減つたところでござります。したがつて、引き下げの絶対金額はコストのダウントよりも大きくなつて、たゞ一割強の値下げになつたと、こういうことになると思ひます。

○多田省吾君 これは数字でありますけれども、三番目には、原料葉たばこが製造工場に回るまでの熟成期間は大体どのくらいの期間か、この三つをお答え願いたい。

○説明員(稻川徹君) ちょっと第一番にお聞きいたいたことは……。

それから二番目には、営業倉庫に対する保管料の支払いの実績。

三番目には、原料葉たばこが製造工場に回るまでの熟成期間は大体どのくらいの期間か、この三つをお答え願いたい。

○説明員(稻川徹君) ちよつと第一番にお聞きいたいたことは……。

○多田省吾君 原料葉たばこの四十六年度末の在庫量の見込み。

○説明員(稻川徹君) 総数量でまず申し上げます

益金の割合はどの程度か、この四点を、これは數字ですからすぐお答えください。

○説明員(斎藤欣一君) 最後の四十七年度の専売

益金の見通しについて申し上げたいと思います。四十七年度予算におきまして、俗に専賣益金と申しておりますのが、公社が一般会計に納めます専賣益金、それから地方で納めます地方消費税、それを合わせまして、専賣益金と俗に言つてあります。

それから第二点は……。

○多田省吾君 営業倉庫に対する保管料の支払い額……。

○説明員(稻川徹君) 営業倉庫に対する保管料の支払い実績約二十七億でございます。

○多田省吾君 それから熟成期間ですね。

○説明員(稻川徹君) 熟成期間、これは品種によります。これが一般会計歳入の額、これは三千百四十億円、これは政府に納めるものでございます。それから、地方に納めます地方消費税は二千八百六十七億、合計いたしまして六千七億円であります。これが一般会計歳入の額、これは十一兆四千六百七十六億円ということになつております。これに対する比率というのは五・二%となります。

○説明員(稻川徹君) これが二千八百六十七億、合計いたしまして六千七億円であります。これが一般会計歳入の額、これは

よつても違います。二十四カ月。

○委員長(前田佳都男君) ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(前田佳都男君) 速記を起こしてください。

○多田省吾君 ただいま倉庫業者に対する保険料の支払いの額を聞きました。昭和四十六年度で大体二十七億円に及ぶと聞いておりますけれども、この中で上位一位から五、六位くらいまでの会社名と、それから保険料を簡単におつしやっていただけませんか。

○説明員(稻川徹君) 一番取引額の多いところは日本通運でございます、約三億七千万。それから渋谷倉庫二億六千万、それから京浜倉庫一億四千万、篠崎倉庫二億、三井埠頭一億三千六百万、ラウンドナンバーでございます。

○多田省吾君 この上位五社に元専賣公社の幹部の方が就職しております、公社の天下り人事と、業者との関係が、昨年の衆議院の決算委員会で、わが党の委員から追及があつたわけでございましたが、これは現況は少しは改まつたんです。

○説明員(斎藤欣一君) 昨年、衆議院の決算委員会で、倉庫業へ専賣公社の元職員であった者が、勤務していた者が就職をしているということで御指摘がございましたが、実はそのときから現在まで変わつてはおりません。ただそのときもいろいろ御指摘がございましたが、公社に勤務した者が就職をしているからということで、仕事の関係で

誤解を受けるようなことがあってはいけないといふことで、それは十分に監視をしてやっている次第でございます。

○多田省吾君 次に沖縄復帰に伴いまして、従来の三社ですね、琉球煙草、オリエンタル煙草、それから沖縄煙草の問題がありますけれども、この処理または従業員に対する対策等について現況はどうなっているのか、簡単に御説明をお願いします。

○説明員(斎藤欣一君) 沖縄は、御案内のお通り、復帰前までは、たばこにつきましては三つの会社が民営でやっておった次第であります。五月十五日復帰と同時に、専売公社がたばこの仕事についてはすべて引き取つたと申しますか、専売制度施行されることに相なりました。その反面、従来やつておりましたたばこ業者は廃業するということになつたわけでございます。それに対する手当といつたしましては、国会の御審議をいただきまして約二十一億円の交付金というものを交付することにして結果をつけることにいたしたわけでございます。で、その交付金は、経営者に対する資産補償なし転業資金助成金といったものと、それから従業員のおやめになる方々に対する退職金の助成というふうなことから成り立つております。で、現在におきましては、やめる方、それから引き続き公社に新しく就職される方、これは振り分けがもちろんついておりまして、公社に来られる方全体六百人近くの方のうち、二百人くらいの方がすでに来ておられまして、復帰後順調に仕事は進んでおります。それからやめました方に對する交付金の交付の事務も進んでおりまして、おそらく近い将来に交付金が支払われていくといふふうな段取りになるといふうに理解をしております。

○多田省吾君 最後に、総裁、いわゆる有害表示の問題で御質問したいと思うのです。今度、前からの懸案であつた有害表示が、八月から「健康のため吸い過ぎに注意しましょ」というような簡単な表示が実施されるということです。

ござりますけれども、諸外国では、もつときびしニコチン、タールの含有量をパーセンテージで表示するとか、その他いろいろ進んだものをやつてあるわけです。それで、昨年のたばこの宣伝費は約一億六千万円、それに對して、健康に対する研究対策は六千萬円、約四分の一弱である。この日本の現状等で、どうも実際にわが国は人の命と環境、また動物の命もそろでなければならない。守る気概に乏しいのじやないか。きびしい世界世論の糾弾にあつてゐるわけですね。そのためにはやはり益金が減るんじやないかといふよろなお考えがあるかどうかはわかりませんけれども、最も大事な人間の健康に関する表示が、諸外国よりも非常になまぬいといふことは、やはりこの問題からも私は、人命を守り環境を守るという政府の姿勢といふものが非常に日本の場合はいいかげんであるといふふうに思われますし、またそう感しますよ。だから、この際、世論の問題あるいは衆議院においてもたびたび問題になつた問題でありますし、これはまだ現在一トントンクの実験程度でございますが、これは将来、相当ものになるのではなかろうか。なおこれは、現在の計画では数年間かかる——四、五年はかかるといふ見込みでございますが、何とかひとつ、早く世界にまれな人が工たばこを開発しようと、こうつたことでいま全力をあげてやつておるわけだございますので、そういう方面についてもできるだけ配慮いたしたいと考えております。

○説明員(北島武雄君) 実は、表示の問題につきましては、昨年大蔵大臣の諮問機関であります専売事業審議会から答申が出たわけでございます。そこで御答申に対しまして、この四月に大蔵大臣が〔速記中止〕

○委員長(前田佳都男君) 速記を起としてください。

専売公社はどうぞ行ってください。
質疑を続けます。

○渡辺武君 私はアジア開銀の問題について幾つか伺いたいと思います。

今回の増資でアジア開銀の資本金全体も二・五倍になる、日本の出資が二・五倍になるというふうに注意しましょ、「こうなつたわけでございまして、これに対しまして、私どもから実はとやかく申し上げるのは筋が違のじやないか、こんな感じがいたします。ただし喫煙と健康問題につきまして非常に国民の多くがたいへん御心配になつておること、ことに愛煙家の方々が御心配になつておることは事実でございます。私どもは今後、まず第一に、興味のやわらかい、ニコチン、タールの少ないたばこにしなければならぬ、これにいま全力をあげております。これはたいへんむずかしい仕事でございますが、ます何よりも育種のほうから変えていかなければならぬ、品種を変えていかなければならぬ、このために本年、第二黄色種のうち、約一万ヘクタールを、ニコチンが4割も低いMCという品種に転換をするわけでございます。これに加えまして、栽培の技術の上におきまして、できるだけニコチン、タールが少なくなるような指導も講じますし、また製造加工の面につきましてもフィルターあるいはライスペーパーのくふう等ニコチンを少なくする、こういった方面に私どもは全力をあげるのが、私どもの義務だと思っております。ことに現在、すでに中央研究所におきまして、もうすでに数年になりますが人工たばこの研究開発をやつております。

○政府委員(稻村光一君) 最近までにアジア銀が各市場で発行いたしました債券、アジア開銀債の総額はほぼ一億六千万ドルでございます。その中で一番大きな額は日本でございます。一方国に集中しておりますのは日本でございます。

○委員長(前田佳都男君) 速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(前田佳都男君) 速記を起としてください。

専売公社はどうぞ行ってください。
質疑を続けます。

○渡辺武君 私はアジア開銀の問題について幾つか伺いたいと思います。

○政府委員(稻村光一君) 表決権のほうは、各合のほうは御指摘のとおりほぼ二割、日本とアメリカが最高で二割でございますが、投票権のほうは日本が一六・四七%でございます。これはむろんアメリカも同じ一六・四七%でございまして、これは基礎票の関係でございます。

それから請求払い資本と表決権の関係でござりますが、これは請求払い資本といふのは、御承知のとおりこの全体の出資の二割の中に入つておるわけでございまして、したがいまして、アシ銀に対する請求払い資本を含めた意味での出資の割り当て額の額がほぼ二割ということをございます。したがつて、これはむしろ投票権とは関係がないわけでござります。ただこの日本が、日本市場を通じてのアシ銀債が多いと申しますことは、これはその投票権とは関係ございませんわくでござりますけれども、アシ銀としてそういう外債を出すという場合の、いわば担保と申しますか、それがこの請求払いの資本、つまり資本金の中の請求払い部分が一応の担保になつておるということござります。

○渡辺武君 百六十億円ですか、確かに少ないような感じですがどうですか。数字間違つていませんか。

○政府委員(福村光一君) ただいま申し上げましたのは昨年十一月末現在でございまして、日本の

分としては二回が入つておりますので、そのうち一回と百億円が一回、それでさらに本年に入りま

してから四月に百億円が三回目いま出ておりま

す。ただいま前に申しました、失礼いたしまし

た、一億六千万ドルという総額は昨年の十二月末現在の数字でございます。

○渡辺武君 そうしますと、日本の役割りがかなり大きいわけですねども、いままでの払い込み

資本が五〇%、請求払いが五〇%ということになつてございましたね。今度は増資分のほうは、払い込み分が二〇%、請求払い八〇%といふことになつておりますね。そうしますと、ますます日本

の役割りが大きくなるという感じがしますけれども、それが二割と申しますことはございませんわくでござります。

○政府委員(福村光一君) 先ほど申し上げましたのは、御指摘のように全体の出資額のそれぞれの国におきまして八割といふことでござります。した

がいまして、その国で調達されるかどうかという点は別の問題でござります。それでただ御指摘のよう、この今後の増資が発行いたしました暁に

おきましては、まあこの請求払いの資本を、第一回目の出資の時がファイフティー・ファイftyで

あつたのと変わりまして今度は二対八になつてお

る。つまり、請求払い資本の部分が多くなつてお

るといふことはやはりアシ銀といたしまして、外國市場で調達する資金の割合をふやしていきた

いと、こういう一般的な方針がここに出ておるわけでござります。そういう意味では、請求払い資

本が多いということは、アシ銀として各国の資本市場に期待する額が多い、こういうことでござい

ますが、したがいまして、それに応じましてアシ銀として、日本の市場に期待するところも多いと

いうことは言えるかと存じます。

○渡辺武君 そうしますと、実際の表決権は一六・四七%なんだけれども、しかし言つてみると、

請求払いアシ銀債を出して金を集めなければならぬ。その場合に日本がかなり大量に応募し

て、したがつて、実際その日本の発言権がアシ銀の中でかなり大きくなるというふうに理解できるよ

うな感じがしますけれども、なおそれとの関連で特別基金の額ですね、これはいまどのくらいな

のか、そらしてまたその特別基金の中でも日本など大口出資国の占める割合ですね、これ、どのくら

いになつておるか、それもあわせて。

○政府委員(福村光一君) その国の市場での外債の調達と発言権の関係でございますが、これは申

すまでもございませんけれども、その国で調達される債券の額といふのは、投票権のほうは関係

ございませんので、投票権はいすれにいたしま

して、日本市場に対する資金調達の割合があつて

いることには、実質問題としていろいろな意味で発言権があるといふことはござりますけれども、

これは事実でございます。

○政府委員(福村光一君) 特別基金とそれから技術援助基金につきましては、表決権とは関係ございません。

○渡辺武君 そうしますと、この特別基金や技術援助基金ですね、これは表決権とはどういう関係になりますと約一億五千万ドルぐらいがただいま拠出

約束ができるわけでござります。そのうちの一億ドルが日本でござります。約三分の二が日本が負担をする。ただ、アメリカにつきましては一

億ドルを拠出するという、行政としての方針は

明らかにされております。まだ国会のほうで支出法案が通つておりますので、その点でまだ拠出をしておらない。ただ、意図としては一億ドルは

ござりますね。あれの総額はどのくらいで、そのうち日本の占める比重はどのくらいになっており

ますか、それも。

○政府委員(福村光一君) 技術援助基金に関する

しては、やはり昨年末現在で申しますと、合計で一千五百五十五万九千ドルでございまして、そのうち

十一億四千万ドル、ほぼ半分、五〇・五%が日本でござります。統計としてアメリカでございまして百二十五万ドル、約一九・一%ということです。

○渡辺武君 そうしますと、アジア銀行の通常資

金、特別基金、技術援助基金の総額ですね、私ども調べてみますと、昭和四十六年末現在で、今回

の増資分を含めてみて二十六億六千八百万ドルといふことになろうかと思うのですね。全部合計し

ます。それから、アメリカは約一八・七八%、合計五億百万ドルといふことで、まずアジア開銀の中

で、日本兩國が圧倒的な役割りを演ずるけれども、同時にその中でも、日本の役割りが非常に決

定的に大きいといふことは言えると思いますが、ロジックの開発あるいは融資の協力その他につ

きましていろいろと密接な連絡をとりながらやつておるわけでござります。

ただ、ちょっと補足させていただきますと、発

言権といふ意味でござりますが、それが表決権といふ意味でござりますと、これはまさに一六・四

七といふのは変わりません。むしろ趣旨といつたましてもそれをふやすべき資金協力が多いにもかか

わらず、その表決権があえていないところが、実は加盟国としても全体として一つの方向であるわけでございまして、まあ表決権をあやすと、日本の分をふやすということになりますといろいろと問題がござります。逆に各国とも表決権はいまのよろにしてほしいと、その意味で通常の資金の増資というものは從来と同じ割合でやつてほしくない感じでございまして、あとはまあ表決権のない資金協力という面を日本などに対しても多く期待をしておるというのが実情であろうかと思います。

○渡辺武君 このアジア開銀の特徴の一つは、これはいま明らかになりましたように、日本の役割が非常に大きい。世界銀行や第二世銀の場合ですと、アメリカが圧倒的な力を持っているわけですね、発言権、表決権からしましても。ところがアジア開銀の場合ですと、アメリカは相対的に後方に退いて、日本が前面に出ている。こういう関係になつて、結局のところはこの世界銀行などは、これはまあいろいろ議論のある御答弁によりますと、世界銀行や第二世銀と密接な連携をとりながら融資活動をやるといふことになりますと、それはこの世界銀行などは、これがあるでしょけれども、私どもはアメリカの世界支配の道具として役割りを演じてきているといふうに見ておりますが、それと密接な連携を行、第二世銀などは、これはまあいろいろ議論ある御答弁によりますと、世界銀行や第二世銀のところ例の二クソン・ドクトリンですね、つまりアメリカのアジア侵略、これを軍事的、経済的にもアジア諸国、とりわけ日本に肩がわりをさせてやつていくことなど、このニクソン・ドクトリンのいわば具体化した形として、アジア開銀がアジアにおいて活動するといふ形になつてやしないかと思ひますけれども、その点どうでしよう。

○政府委員(福村光一君) 先ほどアジア開銀が世界銀行、あるいは第一世銀と融資の面でいろいろと密接な連携をとりながらやつていいと申しあげましたのは、そういう問題ではござ

いませんで、たとえば特定の国のプロジェクトなり何なり、そういうものがその国として重複をしたり、あるいは取り合いになつたり、そういうことになつてはいけないという意味でございまして、たとえば地域といたしましても、昨年のIDAの増資の法案のときにも御説明申し上げましたが、大体このIDA等は、先としてはインド、パキスタンというようなところが非常に多いのでございます。アジ銀はこの点でインドには出しておらないわけでございます。それよりもむしろ東南アジアのほうに現在のところ多いということございます。そういう意味の融資の各国別に見まして、連携をとりながら片寄らないというような意味で、いわゆるニクソン・ドクトリンの一つのあらわれであるかいかないかという点につきましては、これはお考の方の問題であろうかと存じますが、われわれといたしましては、やはりたとえどもこの他に闇しまして、やはり日本と同じ割合くらいは出していくかいたいということは考えておるようですが、少くもいろいろな増資の決議、あるいは特別基金の拠出、それがお考の方の問題であろうかと存じますが、われわれといたしましては、やはりたとえども、アジア開銀のほうは、日本にまかせたというような感じは、少なくとも考え方としてはないのではないかと。ただ具体的には、先ほども申しましたように、政府の提出しておりますこの法案が、アメリカの議会でまだ最終的に議決になつていないという点で、現在のところはアンバランスになつておることは事実でございます。

○委員長(前田佳都男君) 委員の異動について御報告いたします。

君 松井誠君が委員を辞任され、その補欠として石本茂君、川野辯善君、須原昭二君及び鶴園哲夫君が選任されました。

○渡辺武君 御承知のように、日本のこのアジア

援助といふものは、これは日米貿易経済合同委員会などでしょちゅう議題になり、強調されているところだと思います。そして、日米貿易経済を促進するという条項に基づいて開かれている委員会であることも、これまで私が申し上げるまでもないと思います。そこでやはり日本が、アジア諸国に対する援助を拡大するのだということを、年々開かれるたびに強調されるという関係になつておつて、これが日米間の安保条約を土台とした関係と固く結びついていることは私は明らかなと思う。特に一九六九年の佐藤・ニクソン共同声明の中では、これは沖縄の返還、それから日本のアジア政策といふこととの連係、あるいは安保の実質改悪といふこととの連係で、特にアジア援助の拡大といふことが強調されているわけですね。ですから、日本がアメリカとの間で、日本がアメリカもアジ銀等から手を引きたいといふことではないわけでございます。少なくもいろいろな増資の決議、あるいは特別基金の拠出、それがどう形は平和的な形をとろうとも、アメリカのアジア侵略のやはり一環として行なわれるという性格を持たざるを得ないと私は思うのです。そこで、その見地から聞きますけれども、アジア銀の通常資金、特別基金のおもな融資先別ですね、これのおもなものだけでいいのですが、どうのくらになつてあるか、それをちょっとおつしゃつていただきたい。

○政府委員(福村光一君) 通常資金について申し上げますと、昨年末現在で融資約束額の総額は五億三千万ドルぐらいでございまして、そのうちで国別に大きいところから申し上げますと、韓国が一千三百二十万ドルでございます。中華民国が一億、それから、シンガポールがほぼ七千万ドル、それからフィリピンが五千八百五十万ドル、マレーシアが五千五百九十万ドルでございます。

それから、特別基金に対しましては、同じく昨年末現在で一億七百万ドル程度でございまして、この大きいところはインドネシアが四千七百八十

万ドルでございます。それからネパールが四百九十万ドルばかり、セイロンが千百三十万ドルばかりといふことになつております。

○渡辺武君 もう私時間がないので、あなたのほうからいただいた資料で私計算した数字で申し上げますと、こういうことになつております。

通常資金、特別基金、これを両方合計しまして、それでどこにこの融資が重点が置かれているのか。韓国が二〇・七%ですね、それから台湾が一五・七%、この二つの国だけで三六・四%といふ庄倒的な比重を占めています。それから南ベトナム、ラオス、カンボジア、タイ、このインドシナ半島の四カ国、これを全部ひっくるめて計算してみますと九・八四%になつてます。ほかに台湾、韓国、南ベトナム、ラオス、カンボジア、タイといふような、いわば反共政権、アメリカのかいらい政権、ここのあるところだけで全部ひつくるめると四六・二四%に及ぶのです。ほんのアジア侵略のやはり一環として行なわれるといふ性格を持たざるを得ないと私は思うのですね。そこで、その見地から聞きますけれども、アメリカの国家安全保障条約を結んでいたりその基盤がある以上は、日本のアジア援助の拡大といふのは、どれほど形は平和的な形をとろうとも、アメリカのアジア侵略のやはり一環として行なわれるといふ性格を持たざるを得ないと私は思うのですね。そこで、その見地から聞きますけれども、実質上数字が物語のくらくなつてあるか、それをちょっとおつしゃつていただきたい。

○政府委員(福村光一君) 通常資金について申し上げますと、昨年末現在で融資約束額の総額は五億三千万ドルぐらいでございまして、そのうちで国別に大きいところから申し上げますと、韓国が一千三百二十万ドルでございます。中華民国が一億、それから、シンガポールがほぼ七千万ドル、それからフィリピンが五千八百五十万ドル、マレーシアが五千五百九十万ドルでございます。

それから、特別基金に対しましては、同じく昨年末現在で一億七百万ドル程度でございまして、この大きいところはインドネシアが四千七百八十

万ドルでございます。それからネパールが四百九十万ドルばかり、セイロンが千百三十万ドルばかりといふことになつております。

○政府委員(船田謙君) このアジア開発銀行の設立協定の第三十六条の二項に、「いずれかの決定を行なうにあたつては、関係加盟国の政治的性質に

よつて影響されではならない。」といらのがござります。また第二条の二号のこところに、アジア開発銀行は、「小加盟国及び低開発加盟国が必要とするところに特別の考慮を払う」ことが義務づけられています。したがって、通常資金によるところの融資につきましては、韓国、台湾が多過ぎるではないかというお話をございましたけれども、先ほど来局長が答えておりますようには、これは受け入れるプロジェクトをどの程度つくついくことができるかということにかなり影響されるものでございまして、その意味におきまして、現地の政府なり民間なりが、プロジェクトをみずからつくついくことができるため、われわれは技術開発協力を大いに行なつていかなければなりません。したがいまして、技術協力基金のほうの技術開発援助のほうにいたしますと、これはセイロンであるとかアフガニスタンであるとかネバールというような国が圧倒的に多いのですが、今後はそういう技術援助の結果によりまして、プロジェクトがこういった国々に多く立てられ、したがつて、通常資金におきますところの融資におきましても、その国々の割合が大きくなつていいことを期待するものでございます。

○委員長(前田佳都男君) ただいま質疑中の七法案中、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、以上三案については、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(前田佳都男君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより三法案の討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○竹田四郎君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となつております所得税法の一部を改正する法律案、及び法人税法の一部を改正する法律案については反対、相続税法について申し上げます。

十六年度当初における一般減税に引き続き、昨年

金によるところの融資につきましては、韓国、台湾が多過ぎるではないかというお話をございましたけれども、先ほど来局長が答えておりますようには、これは受け入れるプロジェクトをどの程度つくついくことができるかということにかなり影響されるものでございまして、その意味におきまして、現地の政府なり民間なりが、プロジェクトをみずからつくついくことができるため、われわれは技術開発協力を大いに行なつていかなければなりません。したがいまして、技術協力基金のほうの技術開発援助のほうにいたしますと、これはセイロンであるとかアフガニスタンであるとかネバールというような国が圧倒的に多いのですが、今後はそういう技術援助の結果によりまして、プロジェクトがこういった国々に多く立てられ、したがつて、通常資金におきますところの融資におきましても、その国々の割合が大きくなつていいことを期待するものでございます。

○委員長(前田佳都男君) ただいま質疑中の七法案中、所得税法の老人扶養控除、寡婦控除の手直し、法人税の同族会社の留保課税の改正等々、その部分のみでは、その改正の影響は微々たるものであります。どう見ましても不十分なものであります。反対せざるを得ないのです。相続税法案については、妻の座優遇には賛成いたしますが、課税最低限の引き上げ、企業財産の相続等について政府はさらに検討されることを要望いたします。

最後に、本委員会の審議を通じまして政府に率直に年内減税の必要を認め、その提案のすみやかなことを期待いたしまして、私の反対討論といたします。

○鷲崎均君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となつております所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案につきまして、賛成の意向を表明するものであります。

初めに、所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。所得税の負担軽減につきましては、さきに、四

の一部を改正する法律案には賛成するものであります。

政府は、さきの年内減税における所得税の一般減税をもつて、本年度の一般減税を見送つておりますが、国民の側からいえば、物価の値上がりなどからして減税が切望されることはきわめて多大であります。

政府の税制調査会においてさえも、本年度で只得れば年内減税を主張しているくらいであります。国民党の税制改正に対する要望は、法人税においても、個人企業、中小企業等、企業税制に関する基本的な問題があるにもかかわらず、これが改正がされておりません。また、中小法人に対する軽減についても、この留保課税をもつて終わりとするのは非常に不満を感じるものであります。

ただいま議題となつております反対の一法案は、所得税法案の老人扶養控除、寡婦控除の手直し、法人税の同族会社の留保課税の改正等々、その部分のみでは、その改正の影響は微々たるものであります。どう見ましても不十分なものであります。反対せざるを得ないのです。相続税法案については、妻の座優遇には賛成いたしますが、課税最低限の引き上げ、企業財産の拡大等をかけることを内容とするものであります。

民福社の向上をはかる諸施策の一環として、老人扶養控除制度の創設、寡婦控除制度の適用範囲の拡大等をかけることを内容とするものであります。が、これは、わが国の経済が日ざましい発展を続けておりません。また、中小法人に対する軽減についても、この留保課税をもつて終わりとするのは非常に不満を感じるものであります。

ただいま議題となつております反対の一法案は、所得税法案の老人扶養控除、寡婦控除の手直し、法人税の同族会社の留保課税の改正等々、その部分のみでは、その改正の影響は微々たるものであります。どう見ましても不十分なものであります。反対せざるを得ないのです。相続税法案については、妻の座優遇には賛成いたしますが、課税最低限の引き上げ、企業財産の相続等について政府はさらに検討することを要望いたします。

最後に、本委員会の審議を通じまして政府に率直に年内減税の必要を認め、その提案のすみやかなことを期待いたしまして、私の反対討論といたします。

○鷲崎均君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となつております所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案について申上げます。

本案は、配偶者に対する相続税額の軽減措置を拡充し、また、心身障害者である相続人について障害者控除を設けることを内容とするものであります。

この改正案によれば、婚姻期間二十年以上の配偶者については、その実際取得額のうち三千万円までに対応する相続税相当額が控除されることとなつており、配偶者に対する軽減措置として、従来に比べて大幅に拡充されることになります。この改正はかねてわが党の主張なつております。この改正はかねてわが党の主張する妻の座に対する税制上の大きい優遇措置の実現と申すべきであります。

の臨時国会におきまして、早急な景気の回復をはかるため、千六百五十億円の減税を繰り上げて実施したことあります。これは昭和四十七年度においては二千五百三十億円の減税となるものであります。こうした相次ぐ減税の結果、所得税の課税最低限は、アメリカには及ばないとしてあります。

政府は、さきの年内減税における所得税の一般減税をもつて、本年度の一般減税を見送つておりますが、国民の側からいえば、物価の値上がりなどからして減税が切望されることはきわめて多大であります。

政府の税制調査会においてさえも、本年度で只得れば年内減税を主張しているくらいであります。国民党の税制改正に対する要望は、法人税においても、個人企業、中小企業等、企業税制に関する基本的な問題があるにもかかわらず、これが改正がされておりません。また、中小法人に対する軽減についても、この留保課税をもつて終わりとするのは非常に不満を感じるものであります。

ただいま議題となつております反対の一法案は、所得税法案の老人扶養控除、寡婦控除の手直し、法人税の同族会社の留保課税の改正等々、その部分のみでは、その改正の影響は微々たるものであります。どう見ましても不十分なものであります。反対せざるを得ないのです。相続税法案については、妻の座優遇には賛成いたしますが、課税最低限の引き上げ、企業財産の相続等について政府はさらに検討することを要望いたします。

最後に、本委員会の審議を通じまして政府に率直に年内減税の必要を認め、その提案のすみやかなことを期待いたしまして、私の反対討論といたします。

○鷲崎均君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となつております所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案について申上げます。

本案は、配偶者に対する相続税額の軽減措置を拡充し、また、心身障害者である相続人について障害者控除を設けることを内容とするものであります。

この改正案によれば、婚姻期間二十年以上の配偶者については、その実際取得額のうち三千万円までに対応する相続税相当額が控除されることとなつており、配偶者に対する軽減措置として、従来に比べて大幅に拡充されることになります。この改正はかねてわが党の主張なつております。この改正はかねてわが党の主張する妻の座に対する税制上の大きい優遇措置の実現と申すべきであります。

また、本案に創設される障害者控除は、親に先立たれた障害者の将来の生活を保障するための措置であり、障害者福祉対策として大きな役割を果たすものであつて、まことに時宜を得たものと考えます。

○多田省吾君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となつております所得税法、法人税法の一部改正案に対しましては反対、また相続税法の一部改正案に対しましては賛成の討論を行なうものであります。

所得税につきましては、税制の不公平また物価の課税最低限は、アメリカには及ばないとしてあります。

政府は、さきの年内減税における所得税の一般減税をもつて、本年度の一般減税を見送つておりますが、国民の側からいえば、物価の値上がりなどからして減税が切望されることはきわめて多大であります。

政府の税制調査会においてさえも、本年度で只得れば年内減税を主張しているくらいであります。

国民党の税制改正に対する要望は、法人税においても、個人企業、中小企業等、企業税制に関する基本的な問題があるにもかかわらず、これが改正がされておりません。また、中小法人に対する軽減についても、この留保課税をもつて終わりとするのは非常に不満を感じるものであります。

ただいま議題となつております反対の一法案は、所得税法案の老人扶養控除、寡婦控除の手直し、法人税の同族会社の留保課税の改正等々、その部分のみでは、その改正の影響は微々たるものであります。どう見までも不十分なものであります。反対せざるを得ないのです。相続税法案については、妻の座優遇には賛成いたしますが、課税最低限の引き上げ、企業財産の相続等について政府はさらに検討することを要望いたします。

最後に、本委員会の審議を通じまして政府に率直に年内減税の必要を認め、その提案のすみやかなことを期待いたしまして、私の反対討論といたします。

○鷲崎均君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となつております所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案について申上げます。

本案は、配偶者に対する相続税額の軽減措置を拡充し、また、心身障害者である相続人について障害者控除を設けることを内容とするものであります。

この改正案によれば、婚姻期間二十年以上の配偶者については、その実際取得額のうち三千万円までに対応する相続税相当額が控除されることとなつており、配偶者に対する軽減措置として、従来に比べて大幅に拡充されることになります。この改正はかねてわが党の主張なつております。この改正はかねてわが党の主張する妻の座に対する税制上の大きい優遇措置の実現と申すべきであります。

別措置の撤廃の方向を示すべきだと思うわけであります。

以上の原則から、二法案に反対の態度を示し、さらに相続税につきましては、いまだ不満足な点多いのでありますけれども、妻の座優遇等について一部前進がありますので賛成することにして、以上をもって討論を終わります。

○栗林卓司君 私は、民社党を代表して、所得税法、法人税法の一部を改正する法案について反対、相続税法の一部を改正する法案について賛成の討論をいたします。

今回の改正案は、それぞれ税制調査会の答申を踏まえたものであります。しかし、本委員会の審議に、参考人として出席された福良税制調査会会長代理が述べられたこと、税制調査会本来の使命は、わが国税制のあり方に対する基本的な研究、検討でなければなりません。そしてその検討の方向は、何よりも負担の公平の実現でなければならぬと思います。減税は国の恩恵の発想で行なうべきものであつてはなりません。納税は国民の義務であることを正しく認識しながら、その上に立つてあるべき負担の方向を求めるべきであると考えます。その観点に立つて考えるとき、税負担は、所得税について過重であり、法人税に関しても過少であると言わなければなりません。この意味で、所得税減税は緊急かつ大幅なものでなければなりません。

また相続税についても、事業用財産の取り扱いを含めて検討すべき多くの点を指摘しなければなりません。しかしながら、税制調査会は、基本的検討課題と取り組む前に、税の小手先の調整に追われ、本来の機能を十分に發揮しているとは言えません。今日政策と発想の転換が政府みずからのお口から叫ばれております。加えて直税三法は、国民生活と直接、間接にかかわりの深い法律であります。にもかかわらず、まことに貧弱な改正案しか提示し得なかつた政府の姿勢に、私は強い遺憾の意を表明しておきたいと思います。

なお、相続税については、政府は民法の水準をこえて、配偶者の地位を高める改正案を提示されました。この点は率直に評価したいと思います。

しかし反面、その必要性を生み出したものが、土地価格の高騰であることを考えると、ここでも政府の無策を指摘しなければなりません。この問題に關する真剣な取り組みをあわせて、要望を含めて私の討論を終わります。

○渡辺武君 私は、日本共産党を代表して、所得税法の一部改正正法案に反対、法人税法の一部改正法案に賛成、相続税法の一部改正法案に棄権するものであります。

まず、所得税法の一部改正法案に反対する理由であります。政府は、今回国民の強い要求である所得税の一般減税を行なわず、このような偽説的な措置でことを済ませようとしています。これは物価上昇の現状のもとでは、明らかに国民に対する増税措置であり、特に低所得者に対するものであります。

次に、法人税法の一部改正法案に賛成する理由であります。わが党は、税負担の公平の原則を踏みにじる同族会社の留保金課税の撤廃を主張しております。今回の改正は、まことに不十分なものではありますが、留保金の控除額を二百万円から三百五十万円に引き上げるものであり、不況となりません。

○委員長(前田佳都男君) 御異議ないと認めます。本案に賛成の方の拳手を願います。

〔賛成者拳手〕

○委員長(前田佳都男君) 可否同数と認めます。本案について、委員長はこれを可決すべきものと決定いたします。

法人税法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の拳手を願います。

○委員長(前田佳都男君) 多数と認めます。よつて本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、相続税法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の拳手を願います。

〔賛成者拳手〕

○委員長(前田佳都男君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、ただいま可決されました三法案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(前田佳都男君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

また、残りの四法案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(前田佳都男君) 次に、参考人の出席要

にするとともに、相続税の免税点を適正に引き上げることを要求して、私の討論を終わります。

○委員長(前田佳都男君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(前田佳都男君) 御異議ないと認めます。本件を託すことは、これまで委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(前田佳都男君) 御異議ないと認めます。本日はこれにて散会いたします。

午後七時十分散会

六月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、子ども劇場の入場税免除等に関する請願
(第二二三六七号)(第二二三七〇号)(第二四九四号)(第二五四六号)(第二六〇〇号)(第二六〇一号)(第二六五四号)

第二二三六七号 昭和四十七年五月二十七日受理

子ども劇場の入場税免除等に関する請願
請願者 福岡市南区若久園地六一 古賀清

恵外四千九百六十五名

紹介議員 鈴木 亨弘君

一、子ども劇場(おやこ劇場)の催しものには、課税しないよう入場税法を改めること。さしあたり本劇場に対し非課税団体としての特別措置を講ずること。

二、全国の子ども劇場に対し、国から大幅な助成金を出すこと。

子ども劇場は「子どものためのすぐれた芸術を観賞し、児童文化の創造発展に努力するとともに、子どもたちの友情と自主性、創造性をはぐくみ健全な成長をはかる」ことを目的として、真剣に努

力しているが、歌舞ショーや俗悪な催しものと同列の入場税を課せられている。このような例は世界のどの国にもない。

第二三七〇号 昭和四十七年五月二十九日受理
子ども劇場の入場税免除等に関する請願

請願者 福岡市東区名島汐見二、七五二

岩城富美子外三千四百六十二名

この請願の趣旨は、第二三六七号と同じである。

第二四九四号 昭和四十七年五月二十九日受理
子ども劇場の入場税免除等に関する請願

請願者 奈良市菩提山町一、一一二ノ二七

宮本吉雄外九百五十名

この請願の趣旨は、第二三六七号と同じである。

第二五四六号 昭和四十七年五月三十日受理
子ども劇場の入場税免除等に関する請願

請願者 名古屋市昭和区長戸町二ノ二八

加納克己外四千七百五十一名

紹介議員 小野 明治

この請願の趣旨は、第二三六七号と同じである。

第二六〇〇号 昭和四十七年五月三十一日受理
子ども劇場の入場税免除等に関する請願

請願者 福岡市東区名島汐見一、七五二

近藤美月外五千名

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第二三六七号と同じである。

第二六〇一号 昭和四十七年五月三十一日受理
子ども劇場の入場税免除等に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡佐々町口石免 伊

達陸子外六千八百九十一名

紹介議員 柳田桃太郎君

この請願の趣旨は、第二三六七号と同じである。

第二六五四号 昭和四十七年六月一日受理
子ども劇場の入場税免除等に関する請願

請願者 福岡市南区長住二ノ一八

子外四千九百九十九名 大谷順

紹介議員 成瀬 輝治君

この請願の趣旨は、第二三六七号と同じである。

昭和四十七年七月三日印刷

昭和四十七年七月四日發行

參議院事務局

印刷者

大蔵省印刷局

A